

## 2.9 研究開発マネジメント

---

### 2.9.1 研究者の評価システム

#### (1) 研究者評価の実施状況

研究開発独法における研究者個人に対する評価の実施状況を把握するために、研究のマネジメントを行う立場の研究者と、それ以外の一般の研究者に分けて整理した。

「一般の研究者」「マネジメント職にある研究者」に対する個人評価は、それぞれ 26 法人（90%）、25 法人（86%）とほとんどが実施している。また、実施状況について職制による違いは、ほとんど見られなかった。

なお、今年度調査で「実施していない（今後実施予定）」と回答した 3 法人は昨年度調査でも同様に回答しており、引き続き研究者評価導入に向けた取り組みが求められる。

#### (2) 評価結果の処遇への反映

評価結果の処遇への反映方法としては、「研究者の給与（昇給・賞与）」が「一般研究者」に対しては 18 法人、「マネジメント職にある研究者」に対しては 22 法人が実施されており、最も多い。

また、「研究者の給与（昇給・賞与）」「研究者の昇進（役職）」については、幾つかの法人においては、「マネジメント職にある研究者」では「反映している」ものの、「一般の研究者」では「反映していない（今後反映予定）」と回答しており、評価結果の処遇への反映状況に違いが見られる。

職制によって与えられた役割が異なるため、それに応じて個人評価の指標・重みや処遇への反映方法に違いが見られるのは当然であるが、評価や処遇への反映という行為自体は職制を問わず取り組まれるべきものと考えられる。各法人には、評価結果の処遇への適切な反映に向けて引き続き取り組むことが求められる。

表 2-69 研究者評価の実施と評価結果の処遇への反映状況

法人名	マネジメント職にある研究者				一般の研究者			
	1.研究者の給与 (昇給・賞与)	2.研究者の昇進 (役職)	3.研究者への研究 費配分	4.その他の事柄	1.研究者の給与 (昇給・賞与)	2.研究者の昇進 (役職)	3.研究者への研究 費配分	4.その他の事柄
沖縄科学技術研究基盤整備機構	1	1	1	1	1	1	1	1
情報通信研究機構	1	1	3	3	1	1	3	3
酒類総合研究所	1	1	1	3	1	1	1	3
放射線医学総合研究所	1	1	3	1	1	1	3	1
防災科学技術研究所	1	1	3	3	1	1	3	3
物質・材料研究機構	1	3	3	3	1	3	3	3
理化学研究所	1	1	3	1	1	1	3	1
海洋研究開発機構	1	1	3	1	1	1	3	1
宇宙航空研究開発機構	1	1	3	3	1	1	3	3
国立科学博物館	-	-	-	-	-	-	-	-
日本原子力研究開発機構	1	1	3	3	1	1	3	3
国立健康・栄養研究所	1	1	3	3	1	1	3	3
労働安全衛生総合研究所	1	1	1	3	1	1	1	3
医薬基盤研究所	-	-	-	-	-	-	-	-
農業・食品産業技術総合研究機構	1	1	2	3	2	2	2	3
農業生物資源研究所	1	3	3	3	2	3	3	3
農業環境技術研究所	1	1	3	3	2	3	3	3
国際農林水産業研究センター	1	2	3	3	2	2	3	3
森林総合研究所	2	3	1	3	2	3	1	3
水産総合研究センター	1	1	2	3	2	2	2	3
産業技術総合研究所	1	1	3	3	1	1	3	3
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	2	3	3	1	2	3	3
土木研究所	3	3	3	3	3	3	3	3
建築研究所	-	-	-	-	-	-	-	-
交通安全環境研究所	-	-	-	-	1	1	3	3
海上技術安全研究所	1	2	3	1	1	2	3	1
港湾空港技術研究所	2	1	1	3	2	1	1	3
電子航法研究所	1	1	3	3	1	1	3	3
国立環境研究所	1	1	3	3	1	1	3	3
※上記数値は、右の選択肢に対応。	1. 反映している 2. 反映していない(今後反映予定) 3. 反映していない(現時点で反映予定なし)				1. 反映している 2. 反映していない(今後反映予定) 3. 反映していない(現時点で反映予定なし)			

(3) 着目すべき取組

上記のように、既に多くの法人で研究者の評価および評価結果の処遇への反映は行われている。また、研究者評価の開始から一定期間が経過した法人も多く、評価方法について改善が図られている。具体的には、評価指標や重み付け、評価プロセスの改善などがあるが、中でも特に評価の簡素化・負担軽減のための取り組みが注目される。

- 平成19年度に教育職俸給表の適用となる研究者の個人評価方針を取りまとめた。平成20年度より導入されており、他の研究者が受けている個人評価（基本評価）に加え、学術研究評価を実施する。学術研究評価の提出資料は、年次報告書などと様式をそろえることにより、研究者の負担軽減を図っている。  
【宇宙航空研究開発機構】
- 19年度は現行の評価制度の公平性、透明性をより高めるため、各評価値に対応した評価事例を例示、評価作業の簡素化を図ったほか、処遇反映に向けて現行制度の検証を進めた。【農業・食品産業技術総合研究機構】
- 勤務評定の公平性・客観性をより明確にしていくため、2007年度より、評定基準をさらに具体化・詳細化することとし、評定に当たっての具体例を提示することで、誰もが同じ尺度で、かつ円滑に評定できる環境を整え、評定者側の負担の軽減にも寄与している。【海上技術安全研究所】

表 2-70 研究者の評価制度・取り組みについて特筆すべき点、注意すべき点

法人名	研究者の個人評価および評価結果の処遇への反映に関する制度・取り組み
沖縄科学技術研究基盤整備機構	1. 代表研究者の評価として、5年契約の研究プロジェクトの4年目にあたる年に評価を実施している。 2. 全ての研究者は任期制で、各々の実績をもとに毎年行われる評価は翌年の昇進と昇給等に反映されることになっている。
情報通信研究機構	前年度の業務計画に基づく達成度の評価を踏まえた勤勉手当の増額を受けることができる職員の人数枠を拡大し、全ての職員に頑張り次第でこの処遇を受けることができるという意識を与えたことにより、業務計画を達成することへのインセンティブを高めた。
酒類総合研究所	(記載なし)
放射線医学総合研究所	賞与(勤勉手当(査定分)): 勤務成績に基づき、勤勉手当の額を増減させる。 俸給(査定昇給): 昇給区分を5段階に設定し、職員の勤務成績を適切に反映させる。
防災科学技術研究所	評価結果については、職員の昇格、昇給及び賞与に反映している。
物質・材料研究機構	研究者個人の評価については、平成14年度より「研究職個人業績評価」を本格実施している。毎年、研究者からの意見および世論の状況等を踏まえ修正を行っているが、例えば平成19年の論文評価においては、インパクトファクター(IF)の付加を軽減する等の点を変更した。
理化学研究所	基幹研究所、仁科加速器研究センター及び放射光科学総合研究センターでは、外部研究資金によって自律的に研究課題を実施する研究者に対し、当該研究活動を主導的に推進する場を提供することにより、将来独立するための研究室運営の機会を与えることを目的とした研究ユニット制度を設置し、実施した。その研究ユニットを主宰する研究者は、そのユニット設置期間に限り、ユニットリーダー(管理職)として処遇される。
海洋研究開発機構	評価結果の処遇への反映については、平成19年度より新たに制度を施行し、特に定年制研究者において昇給だけでなく賞与に対しても評価結果を反映するなど、反映の範囲を拡大し、優秀な業績をあげた研究者のモチベーションアップを図っている。ただし、同じく平成19年度より新たに施行した人事評価制度の定着・習熟の程度を考慮して、処遇への反映については平成19年度を試行期間と位置づけ、反映の度合いを抑制している。新制度に基づく処遇への反映を段階的に導入することにより、職員の納得性を高めることとしている。
宇宙航空研究開発機構	平成19年度に教育職俸給表の適用となる研究者の個人評価方針を取りまとめた。 全JAXAでの専門技術能力の向上や先端的で優れた学術研究の推進を図るとともに、プロジェクト業務等への参加によって学術研究の成果を広く社会への貢献に積極的につなげることを目的としている。 平成20年度より導入されており、他の研究者が受けている個人評価(基本評価)に加え、学術研究評価を実施する。 学術研究評価の提出資料は、年次報告書などと様式をそろえることにより、研究者の負担軽減を図っている。
国立科学博物館	国立科学博物館では、研究者の個人評価について、評価結果を処遇に反映させることを前提として試行を実施した。評価期間が短い場合などは、担当する研究分野によっては成果が現れにくいところがあったり、研究とそれ以外の活動等に対する評価をどのように位置づけるかなど、できるだけ共通的な評価指標を作成することなどが今後の検討課題である。
日本原子力研究開発機構	(記載なし)
国立健康・栄養研究所	6つのプログラムは主に学術的対応、2つのセンターは主に行政的・社会的ニーズへの対応を行うという役割となったことから、各プログラム/センターごとに評価を行うとともに、所属する研究者個人の評価については、それぞれの役割に応じた“エフォート”(貢献度)を勘案して実施している。
労働安全衛生総合研究所	個人評価法を次のように改善した。(1)部長、研究職員共にそれぞれの評価者を3人制にして評価の妥当性、客観性及び公平性を高めた。(2)個人評価項目としてこれまでの研究業績、対外貢献、所内貢献のほか24の評価項目及びその関連項目を追加しこれらの合計点を最終評点とする方式を導入した。またこの評価結果を研究者の昇進とプロジェクト研究の研究費配分に反映させた。これにより、研究所が法律で決められている研究目的に沿って研究業績が上がる方向へ変化している。
医薬基盤研究所	平成20年度より人事評価制度の本格実施を行い、業績及び勤務成績等を平成21年度から職員の給与に反映予定。
農業・食品産業技術総合研究機構	研究職員の業績評価については、公平性、透明性の高い制度とするため、「研究成果の実績」、「課題遂行上の努力・工夫・貢献」、「所運営上の貢献」、「専門研究分野を活かした社会貢献」につ

構	<p>いて評価を行い、それらのうち評価の高い2項目の評価値の組合せにより総合評価値としている。「研究成果の実績」では技術開発、学術、広報・普及等の成果を、「専門研究分野を活かした社会貢献」では生産者・消費者・民間事業者等、行政、産学官の連携・協力に対する貢献を評価の対象としている。当機構は開発研究を重視することから、技術開発面の成果や生産者等への貢献を評価項目に取り入れている。</p> <p>19年度は現行の評価制度の公平性、透明性をより高めるため、各評価値に対応した評価事例を例示、評価作業の簡素化を図ったほか、処遇反映に向けて現行制度の検証を進めた。</p>
農業生物資源研究所	<p>【職員の業績評価制度の見直し】</p> <p>現在の評価制度では、マネジメント職にある研究者については評価結果を勤労手当(賞与)に反映している。一方、一般の研究者については、評価結果を給与等に反映しない前提で現行制度が策定されているため、評価結果の反映を前提として、評価検討委員会において、研究職員の業績評価制度について検討を重ねてきた。その結果、原案を作成し、現在全所的に検討中である。</p>
農業環境技術研究所	<p>業績評価については、研究者の資質の向上及び研究の活性化並びに研究所の運営に役立てることを目的とし、研究業績、研究所運営への貢献、行政への貢献等の評価項目について、評価を行っている。一般研究職員の業績評価については、19年度に作製した新評価システムで実施した。業績評価結果の処遇反映については、現在導入に向け準備中である。研究管理職員については、平成16年度から評価結果を処遇に反映させている。</p>
国際農林水産業研究センター	<p>研究職員の業績評価結果の処遇への反映のため、平成20年度中に業績評価制度の設計を行う。</p>
森林総合研究所	<p>研究者の個人評価については、論文や研究成果の普及活動などの実績評価を行ってきたが、今後は目標の達成度評価についても検討を行うこととしており、同時に処遇への反映についても方法を検討している。</p>
水産総合研究センター	<p>一般の研究者に関する個人評価結果の処遇への反映は、今中期計画中に実施する予定で検討中。</p>
産業技術総合研究所	<p>産総研では昇級、昇格およびキャリアパスに反映する形で職員の長期評価を行っており、2007年度から職員個々の能力を向上させ、組織の最大パフォーマンスを求める観点から評価の視点の多様化を図っている。このうち、コンプライアンスの遵守や人材育成の視点を新たに追加するなど、産総研が求める多様な能力に対応する評価の視点として、職制を研究実施(推進、展開、主導)、研究経営(展開、主導)、運営・管理(推進、展開、主導)の職務と方法で規定される8職域に分類し、それぞれに求められる能力として各級の昇格に必要な職務遂行能力を提示することとした。</p>
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>研究者に限ったものではないが、職員給与について目標管理システムによる業績評価及びプロセスを評価する行動評価による人事考課を給与に反映させる人事制度を導入している。これにより研究者は、明確な研究目標を設定し、研究スケジュールや研究者間の研究内容を相互に確認し、効果的な研究の実施に寄与している。</p>
土木研究所	(記載なし)
建築研究所	(記載なし)
交通安全環境研究所	<p>前年度に研究者(被評価者)が行った業務の実績とその実行プロセスを領域の研究管理者が評価(1次評価)し、続いて理事、理事長が評価(2次評価)し、各評価項目ごとに採点して、その総合点をもとに次年度の実績応分手当を支給する制度を19年度より導入した。この実績応分手当の原資を捻出するため、従来、上席研究員、主席研究員、主任研究員という格付けで支払われていた特別調整手当は段階的に廃止することとした。</p> <p>一方、領域の管理職(領域長、副領域長)に対する業務実績評価は理事長、理事が担当し、その結果をもとにボーナス支給時の勤労手当の額を調整する制度も同時に導入した。</p>
海上技術安全研究所	<p>当所では、人件費を抑制しつつ優秀な研究者のやる気を引き出すことを目的として勤務評定の結果を確実に給与に反映させてきた。具体的には、2005年度より、6月と12月の勤労手当について、勤務評定の結果を踏まえて年功給の-10%~+30%の範囲で5段階に分けて支給しており、さらに、2006年度からは、勤務評定結果を定期昇給にも反映させており、評定結果(AA、A、B、C、CC)の上位2評価(AA及びA)を受けた研究者については、標準評定のBよりも引き上げられる号俸を大きくしたところ。こうした仕組みは制度上設けられていても実際に適用されないケースが多く見受けられるが、当所では2007年1月の定期昇給時より実際に適用しているところ。さらに、勤務評定の公平性・客観性をより明確にしていくため、2007年度より、評定基準をさらに具体化・詳細化することとし、評定に当たっての具体例を提示することで、誰もが同じ尺度で、かつ円滑に評定できる環境を整え、評定者側の負担の軽減にも寄与しているところ。2008年度には、昇格にも反映させることについて検討を行っている。また、2006年度から外部資金による受託研究等の実施(獲得)実績に基づき、研究費配分について総額1千万円を研究費に上乗せして配算するインセンティブスキームを導入している。</p>

港湾空港技術研究所	昨年度と同様の取り組みを行っている 平成19年度においては、研究評価の早期実施に取り組み評価結果が当該年度の研究活動に反映できるようにした。
電子航法研究所	個々の職員の個性と創造性を最大限に引き出し、その意欲を持って効率的に業務を行えるようにするため、平成19年度においては、定期評定において評価基準及び評定ウェイト配分等の再確認を行い、業務管理能力及び人材育成能力等行動特性に対する比重が大きくなったため、評定ウェイト配分を見直すこととした。また、マネジメント職に当たる管理職員の昇給区分に関しては、従来は部下の成績を基準に選考していたが、人員や研究内容も異なること等を考慮すると現状にそぐわないことから、職責、貢献度等を考慮し特に認める場合のみ上位区分の評定とするようにした。
国立環境研究所	(記載なし)

## 2.9.2 研究リソース（施設・設備、知的基盤等）の有効利用

ここでは、研究開発独法が有する研究施設・設備や知的基盤などに関する有効利用への取組に着目する。研究開発力強化法においても、研究リソースの利用促進について指摘されており、各法人の継続的な取り組みが求められる。

施設・設備やデータベースなどの有効利用や外部との供用化などについては、既に実績を挙げている法人も少なくない。その中で特筆すべき取り組みとしては、以下が挙げられる。

- 国際的にも認知され、海外機関・研究者から数多く利用されているリソースを保有している法人。
- 更なる利用促進のため外部有識者を活用した運営を実施している法人、
- 内部の研究スペースを一括管理し、有効利用を図っている法人

具体的な事例としては、以下が挙げられる。

- 高分子 DB、結晶基礎 DB、拡散 DB など 11 種類の材料データベースを「NIMS 物質・材料データベース」としてインターネットで公開している。平成 20 年 8 月 31 日において登録ユーザは 125 ヶ国、11,935 機関から 39,304 人（国内 28,675 人、海外 10,629 人）に達している。【物質・材料研究機構】
- ライフサイエンスの研究開発上、最も重要な材料である実験動物、実験植物、細胞材料、遺伝子材料、微生物材料の各リソース並びにそれらの付随情報に焦点をあて、我が国で開発された独自性の高いバイオリソースを中心に整備し、国際的にも「理研 BRC（バイオリソースセンター）ブランド」が研究コミュニティより信頼と支持を受けている。【理化学研究所】
- 仁科加速器研究センターの RI ビームファクトリーでは、同施設を国際共用に供するため、外部有識者による検討を重ね、理研内外に区別しないパブリックかつ透明な運営を行っている。外部有識者による「仁科加速器研究センター共用促進委員会」を設置し、施設運営の透明性を確保するとともに大学等の外部機関が独自の研究を遂行するために必要な利用体制の構築（研究連携制度）を行った。【理化学研究所】
- 利用者の意見を反映した研究施設の有効利用を図るため、施設利用委員会の下部組織として地区別の利用委員会、圃場委員会、温室利用委員会を設置。地区別利用委員会では、各地区における研究スペースの配分や日常的修繕、共用機器の利用に係る情報提供等を行った。また温室利用委員会では、各温室の性能や面積等のデータベースを作成し、Web 上で各温室の使用状態確認と利用申請を行える仕組みを整備して効率的な利用に努めた。【農業生物資源研究所】
- 各研究領域に実質的に使用できないスペースや当面使用予定のないスペースを申告させ、それらをバッファスペースとして所が一括管理し、計画的に改修等の整備を行う。【森林総合研究所】
- 研究スペースの合理的利用を図るため、スペース課金制度に基づき課金徴収を行うとともに、各ユニットから返納された空きスペースについて、新たな研究ニーズへの対応を中心に平成 19 年度は 802 m<sup>2</sup> を再配分。【国立環境研究所】

表 2-71 研究施設・設備の有効利用への取り組み

法人名	研究リソース(施設・設備、知的基盤等)の有効利用への取り組み
沖縄科学技術研究基盤整備機構	<p>共通機器室を設置し、共有・共同利用が可能な機器については機構全体で使用し、施設、機器の有効利用を図っている。</p> <p>現在は、他機関の施設を賃借して研究活動をおこなっているため、スペースが限られ、外部機関・利用者への供用が困難な状況であるが、新キャンパス移転後は、外部機関・利用者への供用について検討を開始する予定である。</p>
情報通信研究機構	(記載なし)
酒類総合研究所	<p>高度な操作技術を要する施設、機器等は、専門に取扱いのできる者を担当者として配し、効果的に使用している。また業務に支障のない範囲で当研究所の研究施設、機器等は他の機関による使用を認めている。平成19年度の分析機器等の貸与件数は7件であり、その他としては会議室等を日本農芸化学会や日本酒造組合中央会が主催する講演会等に貸与した(8件)。</p> <p>なお、外部機関も、当研究所の試験研究施設、機器等を規程に従い利用(有料)することができる旨をHPに掲載している。</p>
放射線医学総合研究所	<p>放射線医学その他科学技術に関する研究開発への貢献のため、通常の研究業務の遂行に支障の無い範囲で、施設・設備・知的基盤の供用を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重粒子線がん治療装置(HIMAC)及びPIXE分析装置(PASTA)の2施設を共用施設として登録しており、共同利用研究又は共同研究の形態を以て、広く外部機関の利用を促進している。なお、H19年度の外部機関利用件数は、HIMACが84件、PASTAが12件である。</li> <li>・大型サイクロトロン、ラドン実験棟及びコバルト照射装置、ガラス線量計システム等独自性の高い施設・設備についても、外部機関より利用申込みがある場合には、対価を徴収の上、適宜利用に供している。</li> <li>・「研究成果物取扱規程(平成14年5月13日)」により、研究試料、データ等の研究成果物の外部への提供に努めている。平成19年度の研究成果物の提供許可数は62件。</li> <li>・知的基盤整備委員会を設置し、外部公開可能な知的基盤を登録し、管理している。</li> </ul>
防災科学技術研究所	<p>防災科学技術の中核機関として内外関係機関との連携協力において積極的貢献を果たすため、また防災に関する普及啓発のため、所有する施設及び設備を広く外部に提供した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①大型耐震実験施設は共同研究5件、施設貸与2件、受託研究1件、その他(普及啓発活動)1件を実施した。</li> <li>②大型降雨実験施設は共同研究5件、施設貸与2件、施設利用1件、その他(普及啓発活動)1件を実施した。</li> <li>③雪氷防災実験施設は共同研究23件、施設貸与6件を実施した。</li> <li>④実大三次元震動破壊実験施設は共同研究2件、施設貸与3件、受託研究1件を実施した。</li> </ol> <p>今後も広報・普及による積極的な利用促進を図る。</p> <p>防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発に係る特許・実用新案等の知的財産権の取得や活用を進め、特許出願6件、特許登録2件、特許実施2件を行った。</p> <p>また、各種データベースをホームページでわかりやすく公開し、外部への積極的な利用促進を図っている。</p>
物質・材料研究機構	<p>高度な材料計測・創製技術によるブレイクスルーの創出を目的として、世界最高水準の大型施設、先端設備の外部への共用と基盤技術開発を継続して行っている。特に共用基盤部門データベースステーションでは、得られた実験データを基にした構造材料データおよび国内外の学術文献から数値データを抽出してデータベースを構築した高分子DB、結晶基礎DB、拡散DBなど11種類の材料データベースを「NIMS物質・材料データベース」としてインターネットで公開している。平成20年8月31日において登録ユーザは125ヶ国、11,935機関から39,304人(国内28,675人、海外10,629人)に達している。</p> <p>また「ナノテクノロジー総合支援プロジェクトセンター」の後継プロジェクトとして、先端研究設備共用促進イノベーション創出事業「ナノテクノロジーネットワーク」において、NIMSナノテクノロジー拠点を開始し、超高圧電子顕微鏡、超微細加工、超強磁場、放射光利用において共用を推進するなど、ナノテクノロジーネットワークの中核拠点として研究設備の効率的な利用と研究レベルのさらなる向上を計っている。</p>

理化学研究所	<p>・基幹研究所では、平成19年12月に竣工したケミカルバイオロジー研究棟を拠点として、天然化合物および天然化合物誘導体を主体とした化合物ライブラリーを構築するとともに、機器分析スペクトルのデータベース化、これらを提供するシステムなどの整備を進めている。併せて、ハイスループットなスクリーニング系を独自に開発するなど、化合物ライブラリーの有効活用に取り組んでいる。これまでに、ケミカルバイオロジーをはじめとする多くの研究者に、延べ約50,000の収蔵化合物を提供し、化合物アレイを活用した共同研究を約30件行っている。</p> <p>・バイオリソースセンターは、我が国の生物研究材料に関する基盤整備の中核的拠点として、文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクトをはじめとする国内外の関連機関等との連携の下、バイオリソースの収集・保存・品質管理・提供を実施している。具体的には、ライフサイエンスの研究開発上、最も重要な材料である実験動物(マウス)、実験植物(シロイヌナズナ)、細胞材料(ヒト及び動物由来)、遺伝子材料、微生物材料の各リソース並びにそれらの付随情報に焦点をあて、我が国で開発された独自性の高いバイオリソースを中心に整備し、それぞれ世界三大拠点、アジア圏の指導的バンクとしての地位を確立し、国際的にも「理研BRCブランド」が研究コミュニティより信頼と支持を受けている。平成19年度は、1万1千件以上のリソースを国内外の大学、研究機関、企業等に提供した。特にBRCは世界初のiPS細胞提供機関として、国内外の研究機関への分配事業を行っており、マウスiPS提供実績は平成20年3月末からの分配開始以来、150件を上回っている。また、外部の研究者を対象にバイオリソースの効果的利用に必要な高度な技術の提供及び研修事業も行っている。加えて、平成20年度より、これまでに構築したヒト疾患モデルマウスの網羅的解析プラットフォームの利用機会の外部研究者への提供を開始した。</p> <p>・仁科加速器研究センターのRIビームファクトリーでは、同施設を国際共用に供するために、外部有識者による検討を重ね、理研内外に区別しないパブリックかつ透明な運営を行っている。センターの共用制度、研究戦略や重要施策への助言を行う外部有識者による「仁科加速器研究センター共用促進委員会」を設置し、施設運営の透明性を確保するとともに大学等の外部機関が独自の研究を遂行するために必要な利用体制の構築(研究連携制度)を行った。</p> <p>・研究の情報基盤となるデータベースについては、理研が保持している92の生命科学系データベースについて、公開している。</p>
海洋研究開発機構	<p>機構の運航する船舶等については、研究課題を公募し、研究者へ船舶及び深海調査システム、観測機器等を用いた調査・観測の機会を提供している。学術研究船2隻については、東京大学海洋研究所からの移管前と比較し、運航日数が年間約100日増加し、大幅な運航日数の増加を達成した。平成17年以降、燃料費の高騰や海象条件の制約を受ける中で、高い稼働日数を維持していることについては評価委員会において高い評価を受けている。</p> <p>知的基盤に関しては、データ・サンプル(調査・観測データ、シミュレーションデータ、画像等、生物、堆積物、岩石、海水等の調査研究等で得られた試料など)の取り扱いや公開、外部提供に関する規則類やマニュアルの整備を行っている。その他、科学技術の水準の向上と学術研究の発展に資することを目的に、施設・設備の外部利用を推進しており、特に潜水訓練プール施設や大型高圧環境模擬実験装置、超音波水槽装置、高圧実験水槽装置などの供用を行っている。</p>
宇宙航空研究開発機構	<p>研究開発目的で取得した設備を、民間企業、大学、研究機関等の利用に供するための「設備供用制度」を運営している。設備の供用は広く大学等の研究者、企業等に対して行っている。供用は、自らの研究開発業務に支障をきたさない範囲で、利用者側の利用目的を確認しながら行うこととしており、公開HPで設備概要、空きスケジュール等を開示するとともに、利用可能な設備を紹介するリーフレットを作成・配布する等、供用促進に努めている。施設供用ホームページの改善を図り利用者の利便性を向上させる等の努力により、19年度は58件の供用を実施した。また、さらなる利用促進のため、一部の供用施設については外部委託による運営を開始した。</p> <p>H-II Aロケットの打上げについては、13号機(平成19年打上げ)以降、MHIIによる打上げサービス事業として、JAXAが保有する種子島宇宙センターの打上げ関連設備を使用して行われている。</p> <p>日本実験棟「きぼう」を利用については、生命科学分野、物質・材料科学分野、曝露環境利用等様々な実験テーマを実施する予定である。この他、商業的な活動など利用者独自の目的で有償にて利用(当該利用成果を独占的に取得・使用)できる、有償利用制度を用いて「きぼう」を有効利用している。</p> <p>地上試験設備においては、低圧環境適応訓練設備、閉鎖環境適応訓練設備、無重量環境試験設備の民間活力を利用した利活用事業を行い、設備の有効利用を行っている。</p>
国立科学博物館	<p>国立科学博物館は、連携大学院制度の充実など、研究活動の多様化が進み、研究スペースが狭</p>



	<p>隘化している状況である。そのような中で、調査研究に不可欠な標本資料の保管スペースや資料に関する基礎的分析を行う設備について、館内での共有化を図るなどの有効活用を進めているところである。</p> <p>なお、国立科学博物館は標本資料の収集・保管を行うとともに、それらを様々な科学研究の基盤として、国内外の研究者の利用に広く供している。利用にあたっては貸し出すケース、来館しての利用、データベースの利用といったケースがあり、来館しての調査の場合には、当館の研究施設・設備の使用について、便宜を図っている。</p>
日本原子力研究開発機構	<p>原子力機構が保有する施設及び設備のうち、予め共用施設として指定した17施設を、原子力機構以外の科学技術に関する研究開発及び原子力の開発利用を行う者の利用に供するため、施設共用を実施している。共用施設は、民間や他の研究機関が一般に保有できない原子力研究の基盤として重要な研究施設及び汎用性があり外部からの利用ニーズが高い施設を中心に指定している。</p> <p>なお、平成19年度の利用実績は、利用件数1,183件、利用金額250,356千円であった。</p> <p>また、研究開発報告書類242件を刊行し、国内外の関連機関へ配布するとともに、その全文を電子化して機構ホームページより公開して成果普及に努めた。</p>
国立健康・栄養研究所	<p>運動実験施設を中心に、共同研究等による施設・設備の共同利用を推進しており、共同利用及びそれに伴うデータの蓄積等が着実に進んでいる。また、施設・設備の共同利用により得られた自己収入により、各プログラムが共通使用可能な実験機器等の購入など、研究環境の充実を図っている。</p>
労働安全衛生総合研究所	<p>・研究施設、研究室の効率的な利用を促進する観点から、機器等の使用状況、コスト、及びそれに見合う成果について検討を行い、問題の認められる施設等について運用計画や利用方法の見直し等の改善により維持コストの削減を図ったほか、施設管理担当者による施設の利用状況のモニタリングを行った。</p> <p>・研究施設・設備の共同利用・有償貸与を一層促進するため、貸与設備のリストの見直しを行い、研究所ホームページで公開するとともに、貸与料金の適正化等を含めた貸与規程の統一化の検討を行った。また、各種講演会・交流会等で積極的に広報し15課題の共同研究を実施したほか、2件の施設の有償貸与を行った。</p> <p>・機械等の振動が人体に及ぼす影響を明らかにし、人体への振動負荷を減少させる技術開発に資するため、世界で唯一当研究所に設置されている特殊な多軸全身振動及び多軸手腕振動の加振装置及びそのノウハウを世界に開放し、関連ISO規格の改訂に向けたデータ取得を進めている。また、米国労働安全衛生研究所(NIOSH)、英国ラフボロー大学をはじめとする海外の研究機関等の研究者を受け入れて共同実験を実施し、論文の共同執筆およびISOなどへのデータの提案を行ってきた。</p>
医薬基盤研究所	<p>800MHzNMR施設の導入に伴い、同施設の外部利用を促進するための説明会等を実施している。</p>
農業・食品産業技術総合研究機構	<p>農研機構が有する開放型研究施設(オープンラボ)については、その情報をホームページや冊子等を介して広く公開している。オープンラボは平成19年度に新たに萌芽研究推進共同実験棟を加えて14施設とし、自研究所の職員も含めた全体の利用は18年度から、18%増の50,922人・日であった。外部利用は、9390人・日であり、全体の18.4%であった。</p> <p>高額機械(1,000万円以上)についての内部研究所間での共同利用を進め、共用機械をイントラネットに掲載し相互利用を進めたところ、117件の利用があった。これら、高額機械は外部研究機関も利用可能であり、国、他独法、民間等を合わせて7,689件の利用があった。</p> <p>また、民間農業機械メーカー等に対して、農業用機械のテストコース、傾斜角測定装置等の共同利用可能な施設、機械の共用を推進した。</p>
農業生物資源研究所	<p>利用者の意見を反映した研究施設の有効利用を図るため、施設利用委員会の下部組織として地区別の利用委員会、圃場委員会、温室利用委員会を設置している。地区別利用委員会では、各地区における研究スペースの配分や日常的修繕、共用機器の利用に係る情報提供等を行った。また温室利用委員会では、各温室の性能や面積等のデータベースを作成し、Web上で各温室の使用状態確認と利用申請を行える仕組みを整備して効率的な利用に努めた。共用機器類については、農業生物資源研究所として維持・管理を行うべき共用性の高い高額機器類の整理と管理体制の見直しを行い、利用者が少なく研究上の重要性が低下した機器を共用機器登録からはずすとともに、年間保守契約から故障時のスポット契約への変更等により経費削減を図った。</p> <p>これまでゲノムリソースセンター内で主にプロジェクト研究の共同研究者向けに利用を開放していたマイクロアレイ解析の利用環境を、平成20年2月1日にオープンラボ「マイクロアレイ解析室」として正式に開設した。この施設では、イネ44Kマイクロアレイなど、イネとトウモロコシのアレイ解析が可能である。解析データはマイクロアレイ解析室のデータ保管システムの中に蓄積し、研究者間で共有するために一定期間後に公開する。利用者はこの利用条件の承諾と引き換えに、実費のみで利用することが可能である。平成19年度にはオープンラボとしての開設前(19年4月1日～20年1</p>

	月31日)に117回、開設後(20年2月1日～3月31日)に16回のアレイ解析利用があった。
農業環境技術研究所	環境化学物質分析施設の機器類はインターネットで公開して外部利用にも供しており、平成19年度における使用者に占める外部者の比率は約56%であった。なお、他の4,000万円以上の高額機器についても農環研Webサイトに機器リストを掲載し、外部研究者の利用促進を図った。また、遺伝子組換え作物の栽培実験を行う隔離圃場は、一般の利用を可能としているが、平成20年度は民間会社2社から利用希望があり、栽培実験計画、大臣承認の取得を確認した上で利用を認めた。
国際農林水産業研究センター	JIRCASが所有する高分解能X線光電子分光分析装置を使用した分析鑑定については、実施規程をホームページで公開し紹介している。平成19年度は1件実施した。 XPS(X線光電子分光分析装置)、SPM(走査プローブ顕微鏡)等を活用し、農林水産省農林水産技術会議事務局農林交流センターと共催で20年2月14～15日、「第118回農林交流センターワークショップ固体試料分析の基礎～各種機器による試料分析～一講義と実習一」を開催した。 オープンラボ施設「島嶼環境技術開発棟」については、ホームページで運営要領等の関連情報を公開した。更に共同利用の促進のため、一般公開、市民公開講座、関連の各種学会・シンポジウム等の機会を捉えて情報を発信した。
森林総合研究所	当所では、プロジェクト研究等に使用する共用スペースの確保が困難になってきており、早急にプロジェクト室等が必要な状況にある。一方、予算措置の困難さや部品の製造中止等の理由により、更新および修理が難しい施設的機械が設置されており、必ずしも有効に活用されていないスペースも存在する。そこで、各研究領域に実質的に使用できないスペースや当面使用予定のないスペースを申告させ、それらをバッファスペースとして所が一括管理し、計画的に改修等の整備を行うこととしている。また、ホームページや冊子「共同研究案内」での広報により、外部機関と当所との共同研究を通しての施設・設備の有効利用の促進を図っている。当所が所有する特許権一覧をホームページに掲載し、民間企業等に広く実施許諾を呼びかけている。
水産総合研究センター	共同研究や講習・指導等による利用を含め、外部機関(民間含む)の施設利用を促進している。オープンラボの利用方法については、水産センターのホームページ上で公開し、活用の促進を図っている。
産業技術総合研究所	・対外的な取り組みとして設備に関して、ホームページにおいてアナウンスを行う等により、共同利用の促進を図っている。これまで「ナノプロセッシング・パートナーシップ・プラットフォーム」の枠組みにおいて、「AISTナノプロセッシング施設」について共同利用を行っていたところ、今後はさらに枠組みを広げて「電子顕微鏡支援プロジェクト」、「MEMSファウンダリ」、「テクニカルセンター分析セッション」も加えた4つの施設について積極的に共同利用の促進を図っていくこととしている。 ・所内においては、研究設備・機器について、所内イントラ掲示等を利用することにより共同利用の促進を図っている他、各ユニットにおいて使用見込みがない設備・機器等については、研究所の共有資産として管理している観点から、イントラ(リサイクル物品情報システム)に掲載し、有効活用を図っている。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	技術センターでは、当機構で研究・開発された技術、保有する研究設備やノウハウを活用して、石油開発会社からの依頼に応じて、技術的なサポートやコンサルテーションを実施している。平成19年度においては、岩石コアの弾性波速度測定などの設備利用／技術サポートを実施した。また、鉱物資源探査専用船の外部機関への貸し付けを行っている等、外部からの機構の研究リソースの有効活用を図っている。 また、金属資源技術研究所においては、大学等との共同研究を実施、金属資源開発部門では、平成19年度には東京電機大学の磁気シールドルームを借用し、高精度物理探査技術に係る研究開発業務を実施、大学の実験施設を適宜利用する等、外部研究リソースの活用も進めている。
土木研究所	施設・設備の有効利用については、研究所内部での試験施設の相互利用を行い、効率的な研究を実施している。また、研究所のホームページ上での主要実験施設の貸出に関する問い合わせフォームの開設、技術展示会等における施設貸出に関する講演の開催等の施設貸出の促進に向けた取り組みを行い、平成19年度は46件の貸出を実施し、52,042千円の貸付収入を得た。また、施設貸付収入を施設の整備に活用し、施設貸出のため施設の保全管理水準の維持を図っている。 知的基盤の有効利用については、研究成果データベースの整備・活用等を行い、研究業務の効率化を図っている。
建築研究所	建築研究所が所有する施設、設備について、研究所の業務に支障のない範囲で外部の研究機関に対し貸し出しを行っている。 実験施設等の効率的な利用のため、主な施設について研究所としての年間利用計画を策定し、それを基に外部の研究機関が利用可能な期間を年度当初よりホームページにおいて公表している。 平成19年度においては、26件の外部機関による施設・設備の利用があり、実験施設等の利用促進が図られた。

交通安全環境研究所	<p>主要な大型設備に関しては、年間の稼働率を調査し(メンテ期間も含む)、設備が有効に活用されているかがわかるようにして業務実績報告書に記載した。調査結果をみると、国受託や民間受託および交付金自主研究など多面的に活用され、稼働率も十分高いことが示されている。</p> <p>こうした大型の試験設備については、自主研究、受託研究等に施設・設備を有効活用しているところであるが、更なる施設利用を進めるため、ウェブサイトに出張施設等の情報を掲載し、有効活用に努めた。外部からの要請に応じて、自動車審査部所有の施設・設備の外部貸与を19件実施した。(平成17年度:22件、平成18年度:16件)</p> <p>なお貸し出しや受託業務に活用した施設の利用料については、そのメンテ等の経費に充当することとしている。</p>
海上技術安全研究所	<p>施設の有効利用への取組については、試験水槽を中心に施設の外部利用を促進。2007年度の施設利用に伴う収入は41百万円。</p> <p>知的基盤の供用への取組については、知財専門家の活躍等によりプログラム登録件数が増加(2006年度22件→2007年度71件)。プログラム使用料収入は研究独法の中でも上位を占めており、2007年度の収入は、24百万円強と高い水準を維持。</p>
港湾空港技術研究所	<p>当研究所においては国策上重要な受託研究を多数実施しており、研究施設を常に活用している。その中で、研究の実施上施設に空きがある場合においては研究施設を大学、民間企業、公益法人等に貸し付けを行い有効的に利用している。</p> <p>平成19年度は4件の事例があり財産貸付料として収入も得ている。</p>
電子航法研究所	<p>研究施設・設備の有効利用については、以下のワーキンググループを設置してその効率的な利用に努めている。</p> <p>①実験用航空機使用ワーキンググループ ②電波無響室ワーキンググループ</p> <p>電波無響室については、外部より利用希望があった場合、当研究所の研究業務に支障を生じない範囲で利用していただけるよう努めている。</p>
国立環境研究所	<p>32件の共同研究契約及び62件の地方環境研究所等との共同研究の中で、GOSATデータ処理運用システム、フラックス観測システム、質量分析器付きガスクロマトグラフ、各研究室等を共同研究の相手方機関と共同利用し、研究施設・設備の効果的・効率的な利用促進を図った。また、知的基盤整備事業として微生物株コレクション、環境標準試料の実費配付を行っている。</p> <p>研究スペースの合理的利用を図るため、スペース課金制度に基づき課金徴収を行うとともに、各ユニットから返納された空きスペースについて、新たな研究ニーズへの対応を中心に平成19年度は802㎡を再配分し、有効活用した。</p>

## 2.9.3 効率的な研究開発の推進

### (1) 会計制度の適切な活用や経理事務の合理化

全体的に研究開発に関わる経費繰越し制度の利用は拡大しつつある。また、会計システムの改修などによって、リアルタイムでの経費執行状況の把握、現課からの入力、単価契約への対応、プロジェクト管理など、経理事務の合理化へ向けた取り組みが進められている状況である。これらは経費の節減や事務処理負荷の低減だけでなく、研究開発のより柔軟な推進にも寄与するものであり、各法人の継続的な取り組みが求められる。

注目すべき具体的な取り組みとしては、以下が挙げられる。

- プロジェクト管理  
会計システムを導入し、プロジェクト、セグメント、資金毎等の分類での管理としている。これらのソース情報を基に特にプロジェクト活動の進捗管理・活動管理が行われ、業績評価や活動状態の把握、または戦略立案や研究計画の策定などの各種意思決定を行う材料として活用されている。また、事務・事業の目的・内容等に応じた全プロジェクト等の管理設定を行い、詳細な収支管理としている。これらのソース情報を基に定期的な全プロジェクトの執行状況等が主要会議へ報告され、プロジェクト等の進捗・活動状況等が把握されている。 【防災科学技術研究所】
- 単価契約への対応  
経理事務においては、会計システムを利用し、個々の職員が、経費の執行状況をリアルタイムで把握できるシステムを構築している。また、競争入札促進のため、平成19年10月に契約実施規則を改正し、随意契約基準額を国と同水準に引き下げた。それに伴い、日常的に繰り返し大量に必要な試薬等を迅速に調達するため、一定期間の所要量を取りまとめて単価契約を行うこととした。この調達依頼から発注、納品までを簡便で迅速に行えるよう会計システムに新たな設定を行い、契約の競争性を確保しつつ契約業務を効率化し、研究業務への影響が生じないよう対策した。 【農業生物資源研究所】
- 1. 北海道から九州に設置した各研究拠点で財務会計システム（オンライン）で結び、全国単一の会計処理、本部による経理・支払業務の一元化を図っている。  
2. 研究開発等において必要となる理化学用消耗品等の速やかな調達と効率的な会計手続きに資するため、当所と事前に単価契約を締結したインターネットの電子購買サイトからのインターネット調達を導入している。  
3. 研究課題終了等により不用となった研究装置などについて、研究資産の有効活用を促進する観点からリサイクル物品情報システム（拠点内におけるオンライン情報システム）を構築し、不用資産も他の研究において必要とする研究ユニットで利活用され、経費削減効果と速やかな研究遂行を実現している。  
4. 職員の出張申請・承認手続、チケットの購入、旅費の支払手続、旅費の精算手続きに係る手続きをイントラネット上で処理している。また、そのための旅費システムについてはアウトソースを実施している。 【産業技術総合研究所】
- 簡易入札制度の導入による競争機会の拡大  
随意契約が可能な場合についても、可能な限り競争的環境下で調達を行うことを目的として、当所独自の仕組みとして、国でも未実施の簡易入札制度を2007年度に導入。これは、随意契約が可能な契約のうち、予定価格が30万円以上のものに対して、公告を行った上で、競争に付す方法で行うものである。一般競争入札との相違は、公告から入札までの期間が短い、入札説明会を開催しない等で、当所にとつ

でも入札側にとっても負担が小さく、かつ競争的環境下で行われる手続きとなっている。2007年2月より試行的に導入し、2007年度から本格的に実施し、同年度には421件について簡易入札を行い、予定価格総額と契約価格総額との差額で14,071千円の減額効果があった。【海上技術安全研究所】

- 独自に構築した予算管理システムを利用することにより、予算配分及び執行状況の適時把握を行っている。具体的には、研究課題毎に予算の使用計画を設定でき、購入契約及び出張計画の依頼から支払いまでの管理が出来る。また、年度途中での予算執行状況の適時確認及び配分額の見直しを実施できるようになっており、会計担当職員及び研究員の作業負荷が軽減されている。【電子航法研究所】

表 2-72 研究開発等の効率的推進を図るための、会計制度の適切な活用や経理事務の合理化への取り組み

法人名	研究開発等の効率的推進を図るための、会計制度の適切な活用や経理事務の合理化への取り組み
沖縄科学技術研究基盤整備機構	研究活動の拡大および厳しい予算状況の下、研究費の管理は注意深く行っている。具体的には平成19年度決算を受けて、運営費交付金のうち翌年度への繰越しが可能な「業務経費」につき、約2億円の研究事業費を平成20年度に繰越し、個々の研究ユニットの予算規模では購入が困難な高性能コンピュータ等を導入予定である。
情報通信研究機構	(記載なし)
酒類総合研究所	(記載なし)
放射線医学総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各センターの機動性を高めることを目的の1つとして、契約業務の分任制の導入に必要な諸条件を検討した。</li> <li>・予定されていた大型調達の実行状況調査を実施し、要求部署への注意喚起を行うことにより、適時の調達が可能となるよう努めた。また、予定価格の設定法の改善や複数年契約制度の導入を決定し、効率的な運営に努めた。</li> <li>・長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月1日閣議決定)を受け、研究開発独立行政法人のインセンティブ確保の観点から、特許権収入に基づく利益のすべてが経営努力によるものと認められることとなり(「独立行政法人の経営努力の認定について」平成19年7月4日改訂 総務省行政管理局)、独立行政法人通則法第44条第3項に基づき、目的積立金承認申請書を提出し、平成20年3月28日付で文部科学大臣より承認された(11百万円)。これについては、翌事業年度から中期計画に定めた剰余金の使途に充てる予定。</li> </ul>
防災科学技術研究所	会計システムを導入し、プロジェクト、セグメント、資金毎等の分類での管理としている。これらのソース情報を基に特にプロジェクト活動の進捗管理・活動管理が行われ、業績評価や活動状態の把握、または戦略立案や研究計画の策定などの各種意思決定を行う材料として活用されている。また、事務・事業の目的・内容等に応じた全プロジェクト等の管理設定を行い、詳細な収支管理としている。これらのソース情報を基に定期的な全プロジェクトの執行状況等が主要会議へ報告され、プロジェクト等の進捗・活動状況等が把握されている。
物質・材料研究機構	<p>(会計制度の活用)</p> <p>繰越可能な運営費交付金により、基礎基盤研究を促進する体制を充実させるべく、大型研究設備の整備や研究環境の充実のための研究開発投資を積極的に行っている。</p> <p>(経理事務の合理化)</p> <p>旅費システムやインターネット調達システムを導入。また、ERP(基幹業務システム)パッケージの平成22年度中の導入を検討している。</p>
理化学研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度中を目標に、コスト管理を行う体制作りを可能な限り早い時期に実施することを予定している。実施により費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。</li> <li>・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を、独法化初年度である平成15年度より独立行政法人会計基準Q&amp;AのQ78-2に定められている開示様式に則り開示している。・所内ネットワーク上で稼動する会計システムを平成14年度より導入しており、オンライン化による経理処理の合理化や、予算執行状況についてのリアルタイムの把握を行っている。</li> </ul>

海洋研究開発機構	<p>毎年、プロジェクト毎の執行計画を作成しており、期中においては上半期終了時点で執行計画の見直しを実施、予算執行状況の確認を行い、プロジェクトの調整を行うなど、プロジェクトの進捗状況に合わせた柔軟な予算執行を確保している。</p> <p>このため、プロジェクトの内容によっては年度内に事業の完了が見込めないものや事業自体が長期的な期間を要するもの、また、プロジェクトの進捗状況によって事業の前倒しが可能となるものなど、様々なケースが生じているがいずれの場合も、より高い研究成果を得るためにはやむを得ないものであることから、翌年度に事業を繰り越すなどして研究開発の効率的推進を図っている。</p> <p>また、インターネットを介しての調達手続きや一定金額以下の案件については研究支援部署に契約権限を委任するなど、研究の進捗状況に応じた手続きが可能となるような体制を構築している。</p>
宇宙航空研究開発機構	<p>研究開発等に係る経費は必要に応じて、翌年度への繰越が適宜されており、会計制度を適切に活用するとともに研究開発等の効率化が図られている。</p> <p>少額契約制度(要求元で総価100万円未満の物品購入等)の調達を可能とする制度を導入し、作業を制度化することにより迅速な調達及び事務の効率化を図るとともに研究開発に必要な物品の調達の迅速化もおこなわれ、研究開発の効率化にも効果を発揮している。</p> <p>また、旅費の申請及び精算をオンライン化することによって、経理事務の合理化を図るとともに、研究開発者の事務の軽減がなされ、研究開発等への効率化が図られている。</p>
国立科学博物館	<p>研究費の適切な執行を支援するために、適宜、予算の執行状況に関する情報を研究者に提供している。</p> <p>また、研究の進捗状況に応じ、やむを得ない事情(学説が確定しないために報告書の出版が困難であったなど)がある場合には、翌年度への予算の繰り越しを認めている。</p>
日本原子力研究開発機構	<p>①当機構は、独立行政法人会計基準に基づき、財務諸表附属明細書において、「開示すべきセグメント情報」を開示しているが、中期目標・中期計画に定める業務内容等に応じて設定された各セグメントにおける主要な費用を経年比較等により分析し、研究開発等の効率的推進を図る一助とすべく、平成19年度期中において当該情報を機構内部に提供した。</p> <p>②当機構で運用している財務契約系情報システムは、各請求原課がオンラインで当該システムにアクセスし、契約請求手続き等を行うとともに、予算の執行状況を適時把握できるようになっており、各請求原課、会計単位及び全社の各々の単位での効率的な予算執行管理に貢献している。</p> <p>なお、独法評価委員会での要請に基づき、平成18年度からの決算資料においてセグメントを更に細分化し、同委員会に対し主要事業毎のデータを提供している。</p> <p>③当初予期していなかった、中越沖地震発生等に伴う耐震評価条件の変更に基づく耐震強化対策等により、平成20年度予算が不足することが予想されたため、平成19年度において経費節減等を行い、予算を繰越すなど、予算の効率的な運用を図っている。</p>
国立健康・栄養研究所	<p>各プログラムの研究及び業務の進捗状況の把握・管理に加えて、予算の執行状況についても、所内のイントラネットを通じて把握・管理できるよう新たな研究費管理システムを開発・導入した。</p>
労働安全衛生総合研究所	(記載なし)
医薬基盤研究所	<p>研究費予算の配分について、外部有識者の評価結果等に基づく予算配分を行うなど、研究費の効率的な配分に努めている。</p>
農業・食品産業技術総合研究機構	<p>平成13年度独立行政法人移行時より財務会計関係をシステム化し、研究者及び事務担当者がリアルタイムに経費の把握及び迅速な会計処理を行えるように整備した。また、第2期中期計画の開始に伴い平成18年度より各研究所で行っていた支払事務を、本部で一元的に行うと共に、システムをウェブ化し、より容易に会計処理を行えるよう整備した。</p>
農業生物資源研究所	<p>研究開発経費に関わる経費について、研究業務単位での繰越はないが、法人単位として257,600千円を翌事業年度へ繰越し、2カ年の計画の施設等整備計画に係る業務に充当し、効率的推進を図った。</p> <p>経理事務においては、会計システムを利用し、個々の職員が、経費の執行状況をリアルタイムで把握できるシステムを構築している。また、競争入札促進のため、平成19年10月に契約実施規則を改正し、随意契約基準額を国と同水準に引き下げた。それに伴い、日常的に繰り返し大量に必要となる試薬等を迅速に調達するため、一定期間の所要量を取りまとめて単価契約を行うこととした。この調達依頼から発注、納品までを簡便で迅速に行えるよう会計システムに新たな設定を行い、契約の競争性を確保しつつ契約業務を効率化し、研究業務への影響が生じないよう対策した。</p> <p>さらに、取引銀行におけるセキュリティ対策が講じられていることを確認した上で、振込(支払)手続きを従来のファーム・バンキング方式からWeb方式へ移行するとともに、外国送金・収納手続きについても電子手続きが可能な方式を導入した。これらにより、全ての手続きがネットシステムにより処理可能となり、銀行窓口へ出向いての手続きや、ペーパーによるやりとりを要しない上、支払・入金情報が即日確認できるようになり、会計業務の効率化と迅速化を図ることができた。</p>
農業環境技術研	<p>経費の翌年度の繰越(運営費交付金債務残)については、決算承認後において、執行計画を策定し、所</p>

研究所	議において審議決定の上、効率的な執行を行っている。経理事務の合理化については、平成18年度から新会計システムを導入し、原課からの依頼入力、財務管理室各担当における発注書、決議書作成、各振替伝票作成、予算執行確認、決算関係資料(合残、総勘定元帳など)作成まで効率的かつ迅速に行えるシステムとなっている。
国際農林水産業研究センター	会計システムの導入により、予算管理及び契約状況(契約年月日、相手方、金額等)がリアルタイムで把握可能。
森林総合研究所	会計システムにより、研究者から経費の執行状況について、随時確認できるようにしている。
水産総合研究センター	会計システムの改修、ライセンスの追加取得、予算マスタの整備等を行い、平成20年度より、研究室等单位でリアルタイムに予算管理が可能になり、また、事業所において予算貼り付けが可能になった。
産業技術総合研究所	1. 北海道から九州に設置した各研究拠点を財務会計システム(オンライン)で結び、全国単一の会計処理、本部による経理・支払業務の一元化を図っている。 2. 研究開発等において必要となる理化学用消耗品等の速やかな調達と効率的な会計手続きに資するため、当所と事前に単価契約を締結したインターネットの電子購買サイトからのインターネット調達を導入している。 3. 研究課題終了等により不用となった研究装置などについて、研究資産の有効活用を促進する観点からリサイクル物品情報システム(拠点内におけるオンライン情報システム)を構築し、不用資産も他の研究において必要とする研究ユニットで利活用され、経費削減効果と速やかな研究遂行を実現している。 4. 職員の出張申請・承認手続、チケットの購入、旅費の支払手続、旅費の精算手続きに係る手続きをイントラネット上で処理している。また、そのための旅費システムについてはアウトソースを実施している。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	事業部門では、従来は単年度内の契約期限の委託契約により技術開発を実施していたが、研究開発を効率的かつ効果的に行うために、複数年にまたがる委託契約の導入を進めている。 また、国から受託した研究開発等の一部は、平成19年度に受託した業務の目的を達成するため、平成20年度に繰り越して引き続き実施している。 管理部門では、研究開発等に関する収入や支出は、経理システムの導入によるオンライン化により法人内で随時その実績を把握できる体制を整えている。
土木研究所	会計システムの活用により、予算管理担当者等が研究区分等毎に配分された予算の執行状況や契約状況をリアルタイムで把握を行うなど、経理事務の適正化、合理化を図っている。また、ファームバンキングシステムを活用し、各種支払に係る口座振替・振込等の手続きを行うことにより、経理事務の効率化を図っている。
建築研究所	会計システムによる研究課題別の執行管理を行っており、経理事務の合理化を図っている。
交通安全環境研究所	当所は研究者ひとりあたりの外部資金の獲得額(大半は国受託)が研究所型独法の中の第一位(平成19年度科学技術会議報告)に位置付けされていることで示されるとおり、業務の効率的推進は至上命題となっている。しかしながら運営費交付金の人件費は削減を余儀なくされ正規職員の人員増はまったく不可能な状態にある。そこで、この問題を解決するために、契約研究員、契約技術職員、契約事務職員ならびに派遣職員など非正規職員を受託経費で雇用することによって、何とか国からの要望に対応している状況にある。
海上技術安全研究所	○簡易入札制度の導入による競争機会の拡大 随意契約が可能な場合についても、可能な限り競争的環境下で調達を行うことを目的として、当所独自の仕組みとして、国でも未実施の簡易入札制度を2007年度に導入。これは、随意契約が可能な契約のうち、予定価格が30万円以上のもので、公告を行った上で、競争に付す方法で行うものである。一般競争入札との相違は、公告から入札までの期間が短い、入札説明会を開催しない等で、当所にとっても入札側にとっても負担が小さく、かつ競争的環境下で行われる手続きとなっている。2007年2月より試行的に導入し、2007年度から本格的に実施し、同年度には421件について簡易入札を行い、予定価格総額と契約価格総額との差額で14,071千円の減額効果があった。
港湾空港技術研究所	研究開発等の効率的推進を図る一環として、経営事務の合理化を図るため、新規会計処理システムを導入した
電子航法研究所	当所では、独自に構築した予算管理システムを利用することにより、予算配分及び執行状況の適時把握を行っている。具体的には、研究課題毎に予算の使用計画を設定でき、購入契約及び出張計画の依頼から支払いまでの管理が出来る。また、年度途中での予算執行状況の適時確認及び配分額の見直しを実施できるようになっており、会計担当職員及び研究員の作業負担が軽減されている。
国立環境研究所	政府の方針を踏まえた随意契約の見直しや低入札価格調査制度の導入及び経理事務にあっては、独法化以降、会計システムを導入しており、業務運営体制の整備の推進を図っている。

## (2) 研究開発評価と評価結果の活用

多くの法人が外部評価委員による評価（ピアレビュー）を多くの法人が導入し、評価結果を予算・人員・スペースの配分に反映している。法人によっては、プロジェクトの中止、研究室やグループの改廃にまで踏み込んで、評価結果を活用している。また、ミッション型の研究が大きな比重を占める法人は、内部予算の評価（内部あるいは外部委員による通常の評価）と委託研究の評価（委託元が評価に参加）を分けるなど、研究のも目的に応じて評価方法を区別する事例も見られた。

課題としては、主に以下の2点が挙げられている。

- 被評価者にかかる負担の軽減、効率化  
【理化学研究所、産業技術総合研究所、土木研究所】
- 研究ユニットの性格やフェーズの多様性に配慮した評価【産業技術総合研究所】

注目すべき具体的な取り組みとしては、以下が挙げられる。

- 平成19年度計画に基づき、研究所全体の研究運営等の評価を行う「理化学研究所 アドバイザリー・カウンシル (RAC)」、各研究センター等組織単位での研究運営等の評価を行う「アドバイザリー・カウンシル (AC)」、研究所で実施する研究課題等の評価を行う「研究課題等評価」を実施した。これらの評価結果は、研究室等の改廃などを含めた予算・人材等の資源配分や、研究活動を活性化させ、さらに発展させるべき研究分野を強化する方策の検討等に積極的に活用されるとともに、文部科学省独立行政法人評価委員会における業務の実績評価の参考に供された。  
【理化学研究所】
- プロジェクトへの移行(プロジェクトの開発着手)に際して、担当本部・グループの審査の後に経営層が審査会を開催し、その目的と意義及び技術開発内容、リスク、資金、スケジュールなどについて、各担当部門から独立した評価組織による機構横断的な評価を踏まえて、機構全体の資源(資金とマンパワー)のバランスと見通しの観点も含めて移行の可否を判断している。また、プロジェクト移行後は、経営層による定期的なプロジェクトの進捗状況の確認等を通じて、コストの増大を厳しく監視し、計画の大幅な見直しや中止をも含めた厳格なプロジェクト管理を行っている。また、各プロジェクトは、基本設計や詳細設計終了時など適時適切に、外部の有識者によるレビューを実施している。【宇宙航空研究開発機構】
- 委員会による評価結果は、評価の透明性・公平性のため、インターネット等により公表している。【日本原子力研究開発機構】
- 研究費や研究者エフォートなどの投入資源と論文等の成果を比較して研究費の費用対効果を分析しており、費用対効果の低い課題については適宜指導を行っている。【農業環境技術研究所】



表 2-73 法人内での研究開発の評価や、評価結果の活用や資源配分への反映に関する  
取り組み・課題

法人名	研究開発の評価や、評価結果の活用や資源配分への反映に関する取り組み状況・課題
沖縄科学技術研究基盤整備機構	資源配分が適切に行われているかのレビューは外部の有識者]からなるコミッティーによってとり行われ、理事長に直接報告される。
情報通信研究機構	外部有識者によるピアレビューと機構幹部によるヒアリングを組み合わせた内部評価システムを整備し、事前・中間・事後評価の結果に基づき、研究開発プロジェクト毎に国際競争力、緊急性、公共性が高いと認められるものに予算を優先的に配分するなど、めりはりの効いたリソース配分に取り組んでいる。
酒類総合研究所	研究成果及び業務実績は、とりまとめて理事長ヒアリングを行い、各研究課題の進捗状況及び評価を行っている。また、研究業務については、年度の中間期に研究職員が参加した「全体研究連絡会」を開催し、研究内容に対する質疑とアドバイスを行っている。さらに、優良な研究成果に対しては、理事長枠予算から研究予算をプラス配分するなど、評価を反映させている。 重点的に資金を配分した特別研究は、外部有識者7人からなる研究開発評価委員会において、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定)に基づき評価を行っている。平成19年度は、中間評価を行った。
放射線医学総合研究所	当研究所における年次評価は、中期計画課題、共同利用研究・共同研究、外部資金を得て行われる研究開発課題、行政のために必要な業務、研究開発に関わる業務・運営を評価対象としている。年次評価については、研究・業務運営代表者から提出された評価資料を基に、各研究分野毎の専門部会において、評価資料による事前の書類審査と進捗状況ヒアリングに基づき、放医研の研究としての必要性、研究(事業)計画の妥当性、及び研究(事業)計画の進捗状況等について、総合的な評価を行い、専門部会としての評価を決定する。(一次評価結果)一次評価結果は、研究・業務運営代表者に通知し、コメントや質問、意見等を求める。専門部会の評価結果は内部評価委員会に報告され、全所のあるいは経営的な観点からの総合的な評価が行われる。 評価結果は、理事会議及び運営連絡会議へ報告後、内部向けHPにて公表している。また、独立行政法人評価委員会等の外部における評価の参考資料として提示している。 評価結果を基に、研究資源(予算、人材、研究スペース)を適切に配分することにより、優れた研究課題をさらに伸ばし、将来重要となる研究課題を発掘している。また、低い評価を受けた研究開発課題は、担当者の意識改革とその進め方の見直し等を通じて、研究活動の効率化・活性化を図っている。
防災科学技術研究所	防災科学技術研究所内に設置された研究開発課題外部評価委員会において、「防災科学技術研究所における業務の実績に関する評価実施要領」及び「研究開発課題外部評価委員会設置要領」に基づき、平成19年度は「地震観測データを利用した地殻活動の評価及び予測に関する研究」と「火山災害による被害の軽減に資する研究開発」の研究開発課題に関する中間評価を実施した。評価結果は、研究開発節目における目的の達成度、研究開発の目的・目標等見直し、研究開発の進め方の見直し、研究資金・人材等の研究開発資源の配分の妥当性、その他(社会・経済への貢献)において、概ね良好であり、今後も推進すべきであると評価された。
物質・材料研究機構	研究開発課題評価実施要領を定め、それに基づき研究プロジェクト等の事前・中間・事後評価を実施している。 評価結果の活用については、例えば、分野別推進戦略決定の中で掲げる国の政策課題に対応した新規施策の提案を行うため、新規施策の検討・立案の際に、事前評価結果の内容を踏まえつつ提案課題のブラッシュアップを行っている。また、評価結果を踏まえて一部の研究グループを見直すなどの取り組みを行っている。 資源配分への反映については、内部公募型の研究課題の実施に際して、審査結果に応じた弾力的な予算配分を行っている。
理化学研究所	<取り組み状況> ・平成19年度計画に基づき、研究所全体の研究運営等の評価を行う「理化学研究所アドバイザー・カウンシル(RAC)」、各研究センター等組織単位での研究運営等の評価を行う「アドバイザー・カウンシル(AC)」、研究所で実施する研究課題等の評価を行う「研究課題等評価」を下記のとおり実施した。 ・RACについては、平成18年度に実施した第6回RACからの答申に対する対応を図るとともに、平成21年度に開催が予定されている第7回RACの開催日程の調整、委員選考等の準備を行った。 ・各研究センター等のACについては、各センター等の研究活動、運営等に関する評価を実施した。(平成19年度実施件数:1件) ・研究課題等評価については、原則として、研究所が実施する全ての研究課題等について、事前評

	<p>価及び事後評価を実施する他、5年以上の期間を有する研究課題等については、3年程度を一つの目安として定期的に中間評価を実施した(平成19年度実施件数:37件)</p> <p>・これらの評価結果は、研究室等の改廃などを含めた予算・人材等の資源配分や、研究活動を活性化させ、さらに発展させるべき研究分野を強化する方策の検討等に積極的に活用されるとともに、文部科学省独立行政法人評価委員会における業務の実績評価の参考に供された。</p> <p>・その他の評価活動等に対する取り組みとして、評価担当者は文部科学省評価ワークショップ等、評価に関するセミナー等に積極的に参加した。さらに、内閣府、文部科学省、経済産業省等が主催する国際シンポジウム「イノベーション政策と評価」を共催するとともに、総合科学技術会議評価専門部会調査会及びG8 の評価ワーキンググループで当研究所の研究評価制度に関する発表を行った。また、中国からの研修団「中国国際科学技術プロジェクト評価」及び韓国政策研究所から評価に関する視察訪問を受入れた。</p> <p>&lt;課題等&gt;</p> <p>国の大綱的指針に基づき研究所が独自に実施する機関評価等と国が実施する独法評価による評価作業に加え、随時実施される評価に係る調査等への対応等により、職員(事務系・研究系共)への負担が年々高まっているため、評価内容の住み分けや、作業の効率化が必要である。</p>
<p>海洋研究開発機構</p>	<p>主として、業務実績評価(独法評価)をふまえ、予算要求及び配分に反映させている。また、機構において年度の計画策定に際し、直近のCSTPや機関評価会議、文部科学省独立行政法人評価委員会などによる評価を確認し実施内容に反映している。また、内部競争的資金である「研究開発アワード」では、新規課題や継続課題の採択を行う際には、内部委員会による書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、その評価結果に基づいて実施内容を決定している。</p> <p>特に、独法評価の結果は、これまで毎年8月末に文部科学省の評価結果が決定されていたため、翌年度予算の概算要求作業に評価結果の反映が難しい状況であった。平成19年度評価より予算要求への反映を念頭に評価作業が約1か月程度前倒しされ、8月上旬に文部科学省の評価結果が決定されている。</p>
<p>宇宙航空研究開発機構</p>	<p>プロジェクトへの移行(プロジェクトの開発着手)に際して、担当本部・グループの審査の後に経営層が審査会を開催し、その目的と意義及び技術開発内容、リスク、資金、スケジュールなどについて、各担当部門から独立した評価組織による機構横断的な評価を踏まえて、機構全体の資源(資金とマンパワー)のバランスと見通しの観点も含めて移行の可否を判断している。また、プロジェクト移行後は、経営層による定期的なプロジェクトの進捗状況の確認等を通じて、コストの増大を厳しく監視し、計画の大幅な見直しや中止をも含めた厳格なプロジェクト管理を行っている。また、各プロジェクトは、基本設計や詳細設計終了時など適時適切に、外部の有識者によるレビューを実施している。</p> <p>プロジェクト化に至る前の研究段階については、機構横断の研究評価委員会を設置し、意義や緊急性の高い研究テーマがより優先的に資源を獲得するよう、機構全体で競争的に資金配分を行うマネジメントを20年度より開始した。また、研究段階であっても、明確な成果目標を複数年にわたる研究活動で達成することが必要な重要研究テーマについては、その重要性を各部門から独立した評価組織による機構横断的な評価を踏まえて経営層が直接判断し、優先的に推進している。</p>
<p>国立科学博物館</p>	<p>国立科学博物館で実施している研究は、自然や科学技術に関する標本資料に基づく基礎的・実証的な研究であり、これらの研究を通じて科学研究の基礎をなす知識や知見の創出を目指している。そのため年度毎の研究評価は行わず、中期目標・中期計画に評価結果を反映できるような期間で行っている。</p> <p>研究評価結果の反映としては、研究体制を見直し、さらに柔軟な対応が可能となるよう、研究部にグループ制を導入、研究組織の統合等の組織改編を行った。これにより、より分野横断的、組織的な研究等を強化した。また、ナショナルコレクションを組織的に構築するため、標本資料センターを設置した。これにより、ナショナルコレクション構築の基本方針の策定、コレクションの収集・保管体制の整備等を組織的に進めている。</p> <p>なお、2008年度の研究活動に関する外部評価においても、経常研究、プロジェクト研究、研究支援体制等についての評価を、ピアレビューにより実施しており、その評価結果を今後の研究活動に反映させることとしている。</p>
<p>日本原子力研究開発機構</p>	<p>○「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に基づく外部評価(研究開発課題評価)を実施している。</p> <p>○上記、研究開発課題評価は、以下の7つの評価委員会(以下、委員会)を設置し実施しており、機構で行う研究開発分野及びそれに関連する分野に精通する外部の専門家及び有識者で十分な評価能力を有し、かつ公正な立場で評価を行うことができるものを委員としている。</p> <p>・先端基礎研究、原子力基礎工学研究、量子ビーム応用研究、核融合研究開発、次世代原子力システム/核燃料サイクル研究開発、地層処分研究開発、バックエンド推進</p> <p>○委員会による評価は、研究開発の開始前の「事前評価」、終了後の「事後評価」、また、長期の研</p>

	<p>研究開発期間を有するものについては「中間評価」を、また、必要と認めた場合は研究開発終了後一定の時間が経過してから「追跡評価」を行うこととしている。</p> <p>○委員会による評価結果は、評価の透明性・公平性のため、インターネット等により公表している。</p> <p>○委員会による評価は、研究開発の推進に適切に反映することとしており、評価結果に対する措置を図るとともに、毎年の自己評価に際してその結果を踏まえることとしている。</p> <p>○委員会による評価結果は、経営管理サイクル(PDCA)に反映することとしている。</p>
国立健康・栄養研究所	<p>外部有識者で構成された外部評価委員会により、年度計画に関する事前評価及び年度実績についての事後評価を実施するとともに、内部評価委員会による評価を行い、業務の進捗状況や成果等に応じた予算の配分及び人事配置を行っている。</p>
労働安全衛生総合研究所	<p>研究所の内部・外部評価会議で5段階評価法による事前、中間、及び事後評価を実施し、これらの評価結果を次年度の研究費の配分額に反映させた。</p>
医薬基盤研究所	<p>外部の専門家で構成する外部研究評価委員会により、各研究プロジェクトの19年度における進捗状況及び研究成果について、「①計画の進捗度」、「②計画の妥当性」、「③学術的・社会的意義」、「④継続能力」、「⑤成果の普及」の観点から5段階での評価を行った。その結果を研究費の配分に反映している。</p>
農業・食品産業技術総合研究機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省独立行政法人評価委員会による評価を受けるに先立ち、研究開発について、中期計画に対する進捗状況に基づき自己評価を行っている。</li> <li>・評価結果及び評価の過程で明確化された問題点を踏まえ、次年度の研究推進に反映させるべく、研究所長裁量による予算配分、契約職員の確保、生産者団体等との連携による研究成果の普及促進など中期計画の確実な達成に向けた対応方を明らかにしている。</li> <li>・運営費交付金で実施しているプロジェクト研究、国から受託しているプロジェクト研究、競争的研究資金によるプロジェクト研究等においては、毎年度各実施課題毎に評価を実施し、次年度の予算配分に反映させている。</li> <li>・研究開発については定量的な評価指標を設定することが困難なため、中期計画に掲げられた内容に照らした評価を実施している。</li> </ul>
農業生物資源研究所	<p>毎年、課題評価検討会を開催し、中課題単位ごとに農業生物資源研究所の実施している研究課題について自己評価・点検を行っている。また、評価判定会を開催して、評価結果の妥当性を分析し、予算配分への反映措置を検討している。さらに、評価判定結果を受け、毎年度末に開催する研究推進戦略会議において、今後の対応策を検討し、課題担当者には適切な助言を伝えて指導している。研究推進戦略会議以後、評価助言会議を開催して、外部評価委員による自己点検を行っている。このように、一連の評価会議での結果、指摘事項及び意見を総合的に考慮して、農業生物資源研究所の自己評価の最終結果へと導いている。</p> <p>評価結果の反映については、次のとおりである。課題評価判定会において決定された事項は理事会の承認を経て実行に移す仕組みになっている。自己評価・点検の結果は、独立行政法人評価委員会による評価結果と併せて、職員に通知し、問題点や改善点を踏まえて業務運営の見直しに活用されるよう指導している。さらに、課題評価検討会における評価結果に基づいて、特に高い評価を得た課題及び研究戦略的視点から特に重点的に支援すべきと評価された課題に対して、重点課題配分研究費を配分している。</p>
農業環境技術研究所	<p>研究課題の評価は、年度末の課題評価会議において実施し、その結果を次年度研究費の配分額に反映させている。また、研究費や研究者エフォートなどの投入資源と論文等の成果を比較して研究費の費用対効果を分析しており、費用対効果の低い課題については適宜指導を行っている。</p>
国際農林水産業研究センター	<p>研究の進捗状況および推進方向を点検し、年度ごとの成果をとりまとめるため、段階的に評価を実施し、資料および評価結果の効率的積み上げを図るシステムを18年度に設けた。この流れに沿って、プロジェクト、中課題、大課題の各レベルにおける進捗状況を検討している。とくに、年度計画自己点検評価の最終段階としての業務全般を評価する「外部評価会議」のみでなく、個別の研究課題(プロジェクト及び中課題)を評価する「中期計画評価会議:分科会」にも研究分野毎に、外部評価者を設置し、より専門的かつ客観的な評価の実施を心がけている。</p> <p>19年度は、さらに、このシステムを動かす作業の詳細を見直し、一層の整備を図った。とくに、プロジェクトごとの評価結果や指摘事項を、次年度のプロジェクト推進計画に反映できるようにするため、「中期計画評価会議:分科会」におけるプロジェクト及び中課題評価結果のとりまとめ作業を集約化し、会議の翌週には評価結果の詳細を研究職員に報告するようになった。</p> <p>さらに、「中期計画評価会議:総括評価会」においては、大課題レベルでの自己評価を行うと共に、全所レベルで検討が必要な事項やJIRCAS プロジェクト研究の次年度における推進・運営方針を検討し、これらの方針に基づいて次年度の予算査定を実施した。</p> <p>具体的には、20年度の交付金プロジェクトについては、19年度中期計画評価会議(20年2月中～下旬)終了後、各プロジェクトリーダーから提出された(2月下旬)プロジェクト推進のための</p>

	<p>20年度工程表と同予算積算書を基に、中期計画評価会議の評価結果を反映しつつ、3月上旬に全30プロジェクトについて個別にヒアリングを行った。ヒアリングでは、プロジェクトの進行状況、次年度計画、評価結果について総合的に検討を加え、プロジェクト予算額を査定した。以上の過程により、20年3月末に20年度の交付金プロジェクト予算案が確定した。このことにより運営費交付金の効率的利用を図ると共に、20年度のプロジェクト活動が、年度当初より、スムーズに開始できた。</p>
<p>森林総合研究所</p>	<p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成17年3月、内閣総理大臣決定)」及び「独立行政法人森林総合研究所の業務の実績に関する評価基準(平成19年6月、農林水産省独立行政法人評価委員会)」に基づいて研究課題評価要領を定め、重点課題を客観的に自己評価点検して今後の研究計画を達成していくために、外部評価を導入している。</p> <p>課題評価のプロセスとしては担当者による業務報告会およびプロジェクト単位・研究項目単位の推進会議を行い、その検討結果をふまえ重点課題単位の推進会議を行い、課題担当者だけでなく、関係領域等から広く参加者を集めて、成果や今後の計画等について徹底した議論をすることで自己評価を行っている。これらの議論を経た上で、独法評価のための指標シート及び評価単位シートを作成して、重点課題評価会議において外部委員による評価ピアレビューを受けることとしている。重点課題評価会議では、各研究分野における第一人者を集めてより客観的な評価を行うために、ひとつの重点課題につき3名の外部専門家を評価委員とし、幅広い分野の専門家から評価・助言等を頂いている。なお、関係する3組の重点課題では同じ委員を命じており、12の重点課題で総計27名の委員とするなど作業の軽減を図っているところである。</p> <p>研究課題の評価結果については、研究予算の傾斜配分に反映させるなどして、課題の進行管理に活用している。</p>
<p>水産総合研究センター</p>	<p>研究課題の評価については第2期より、3つの視点を重視し、以下の3点を軸に評価を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) アウトカム 研究成果の利活用により達成できる社会的効果及びその効果が達成された状態の明確な認識</li> <li>2) ロードマップ アウトカム実現のための目標設定を時間軸とともに示した課題実施の現実的な工程表</li> <li>3) アウトプット 論文の発表や特許出願など課題の具体的な成果の公表とアウトプットが、どの程度アウトカム達成に貢献したか</li> </ol> <p>当センターにおける研究開発の評価手順は、以下の手順で行われている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 研究課題(約300小課題)は、まず各機関部局で外部委員を招聘して行われる小課題評価会議(会議数は40)で評価される。</li> <li>2) その後、SABCDの評価が、21の中課題、5つの大課題と課題ベースで積み上げられ、自己評価結果が取りまとめられる。</li> <li>3) この結果を基に経営企画会議において審議した後、外部委員8名を交えたセンター機関評価会議における評価を受け、理事会に掛けられて理事長承認を得る事により自己評価を確定しています。この結果は6月末に農水省独法評価委員会へ送られさらに評価を受けるシステムになっています。</li> </ol> <p>評価結果の活用と資源配分への反映に関して、当センターが独自に予算配分裁量権を持っている運営費交付金プロジェクト研究課題については、平成18年度の評価結果を受けて平成19年度予算に反映している。具体的には、交付金プロジェクト研究全24課題の内、SABCD評価でS評価を受けた計5課題に重点化のための予算として計150万円を増額配分した。また、運営費交付金一般研究(研究所実施分)についても、平成18年度の評価結果を受け、平成19年度予算に反映している。全体(144課題)の約2割を占めるS評価課題21課題には、重点化のための予算として計540万円を増額配分した。</p>
<p>産業技術総合研究所</p>	<p>産総研においては、①研究活動、業務の活性化・効率化、②評価結果の経営判断への活用、③産総研の活動を公開することによる透明性の確保を目的に、研究ユニットおよび研究関連・管理部門等の組織評価を行っている。</p> <p>このうち研究開発業務を主な業務とする研究ユニットの評価について、すべての研究ユニットを対象に隔年度で成果評価を行っており、研究ユニットごとに、外部委員(5～6名程度)、内部委員(2～3名程度)から構成される委員会を開催し、「アウトカムの視点からの評価」として、「個別研究課題」および「課題全般」に対する①ロードマップ(研究計画)評価、②アウトプット(研究成果)評価および「研究ユニット運営」に対する③マネジメント評価を行っている。委員は、①～③の委員会配布資料(研究ユニット作成の評価用資料、事務局による参考資料等)及び委員会におけるプレゼンテーションに基づいて、4段階の評点およびコメントにより評価を行う。成果評価を行わない年度については、モニタリング意見交換を行い、評価委員と研究ユニットとのコミュニケーションを促している。</p>

	<p>各委員会等において、委員から得られた評点・コメントは報告書として取りまとめ、理事長に報告するとともに各研究ユニットに回付し、ウェブサイトで所内に向けて公開も行っている。</p> <p>研究ユニット評価の課題としては、評価作業の重複を整理し、被評価者への過剰な負担を避けること、研究ユニットの組織体制や研究フェーズの多様性に配慮した評価とすること、「アウトプット」「アウトカム」等の整理を十分に浸透させること等が挙げられるが、平成20年度においてこれらの課題について改善を行った。</p> <p>これらの評価で得られた情報をユニット経営予算の予算要求ヒアリングの際に参考情報として用いている。</p>
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>技術評価を行うに当たっては、外部の専門家から構成される技術評価部会を開催し、当機構が定める技術評価ガイドラインに基づいて、プロジェクトの事前評価、中間評価、事後評価をそれぞれ行っている。</p> <p>5年以上の長期にわたるプロジェクトについては、中間評価を行うこととしており、プロジェクトの実施状況などによっては、中間評価時点において実施計画、到達目標の変更等を行う場合もある。</p> <p>評価は中立性の確保や透明性の確保に努めることとし、評価結果については機構のホームページに掲載して、広く情報発信している。</p> <p>同委員会に対しては研究開発事業の年度計画も提示し、資源配分、事業計画の内容等についての審議を年度開始前に行なっている。</p> <p>また組織内においては、四半期ごとに各事業の進捗の確認、問題点の抽出、解決策の検討等を本部全体で実施し、予算、人員の配置等を適切に行なうよう努めている。</p>
土木研究所	<p>研究開発の評価は、当所で設けた研究評価要領に基づき、内部評価委員会を年2回、外部評価委員会および各分科会を年1回実施している。研究評価の結果は、その後の研究開発に反映されるようフォローアップに努めるとともに、内部・外部評価委員の指摘・助言を研究計画に反映させることとしている。</p> <p>研究課題を新規に立ち上げる際には、内部評価委員会において、原則、研究を開始する前年度に事前評価を受け実施の適否を審議している。</p> <p>課題としては、評価を受けるに当たり、研究者が評価のために要する作業量が膨大で、評価に対しての研究者の負担が大きく成る傾向にあることが挙げられる。</p>
建築研究所	<p>研究開発の開始前、中間段階、終了後における評価の実施やその方法を定めた研究評価要領に沿って、研究所内部での相互評価による内部評価と外部の学識経験者、専門家等による外部評価を行うこととし、当該研究の必要性、実施状況、成果の質、研究体制等について評価を受ける。評価の結果については、社会・国民への還元を図るため、事後評価の結果を基に、研究の改廃を含めて、その後の研究開発に積極的に反映させる。</p>
交通安全環境研究所	<p>研究開発の中身の評価については、交付金研究課題については、研究企画会議による内部評価が行われ、評価結果の高い課題に対して次年度の研究費を厚くする等の措置を行っている。この他に、外部評価委員(学識者)による専門的観点からの評価(事前評価・事後評価)を行い、その結果をホームページで一般に公表している。一方、国受託による研究課題については、委託元の行政部局との協議や中間報告、受託報告書によって評価されるとともに、課題によっては学識者等で構成される検討会議に報告(計画、中間結果、最終成果)の義務を負い、そこで厳しく評価されるようになっている。</p> <p>また重要な研究課題については、月2回程度の頻度で理事長の前で開催される「課題進捗検討会」において、詳しい説明を求められ、理事長裁量による機動的・弾力的運用も行われている。</p>
海上技術安全研究所	<p>当所が実施している研究評価の概要は以下のとおり。</p> <p>①評価の種類・・・すべての研究を対象に、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に準ずる研究評価として、事前評価及び事後評価を実施。</p> <p>②評価の主体・・・すべての研究を対象に所内に設置した研究計画委員会(座長:理事長)による内部評価を実施し、重点研究(中期目標・中期計画に記載の重点課題に対応するための研究)を対象に外部有識者等から構成される海上技術安全研究所評価委員会による外部評価を実施。評価結果は、独立行政法人評価委員会による評価に活用。</p> <p>③評価の方法・・・事前評価については、課題設定の妥当性及び成果目標設定の妥当性の観点から、重点研究及び先導研究(中長期課題対応の研究発足等(ポスト重点研究等)のためのF/S的研究)については5段階の定量評価を実施し、基盤研究(当所の技術ポテンシャル向上のための研究)については定性評価を実施。また、事後評価については、成果目標の達成度の観点から、重点研究及び先導研究については5段階の定量評価、基盤研究については定性評価を実施。これらの研究評価を厳正に行うことにより、当該評価結果を予算配分(先導研究については高い評価のものに予算を多く配分)や研究テーマの改廃等に大きく役立てているところ。</p>
港湾空港技術研究所	<p>外部有識者による研究評価を行い、研究目的の達成度、研究成果の活用状況、研究資金の重点配分状況等を評価し、研究実施項目の改廃、それに基づく研究資源費の再配分等を行っている</p>

電子航法研究所	「国の研究開発評価に関する大綱の指針」を考慮した指標により、外部評価・内部評価を着実に実施・活用している。
国立環境研究所	研究成果に関しては、成果を報告する会を開催し、内部あるいは外部の評価委員によって、①研究成果の達成度、②研究成果の質の高さ、あるいは事業成果の社会・行政への貢献度や科学技術・学術に対する貢献度、③総合評価という3軸での評価を行っている。 例えば、重点研究プログラムでは、年度計画に対する達成度、研究成果の質の高さ(社会・行政への貢献が見込めるか、科学技術・学術に対する貢献が見込めるか(環境問題の解明・解決を含む)。)、総合評価という3点で評価を受けるようにしている。これらの重点研究プログラムでは、外部評価委員で構成される評価委員会にて、外部評価を受けており、この評価にもとづき、中期目標・計画の軌道修正を行う体制としている。加えて、上記重点研究プログラムは、複数の中核研究プロジェクトで構成されているが、評価委員会での評価点をもとに研究費の配分を行った。

### (3) その他効率的な研究開発の推進へ向けた取り組み

研究開発力強化や研究開発などの効率的推進へ向けた取り組みで、これまでに挙げられていないものとしては、以下のような事例が挙げられている。

- 戦略の策定：横断的な戦略策定を任務とする部署の設置  
【情報通信研究機構、放射線医学総合研究所】
- ハイリスクな研究を実施：プリプロジェクトチームを導入  
【宇宙航空研究開発機構】
- 急速に変化する社会的ニーズや新しい研究分野への対応：バーチャル、横断的な研究組織の導入(水産研)、所内ファンドでの研究 【理化学研究所】
- 研究の効率化：専門的な技術チームが研究員をサポート  
【宇宙航空研究開発機構、農業生物資源研究所、海上技術安全研究所】

注目すべき具体的な取り組みとしては、以下が挙げられる。

- 大学や民間企業等との研究連携を強化するため、優れた知見・見識を有する学識経験者をプログラムディレクターとして招聘し、職員への指導・助言を行う仕組みを導入している。また、新世代ネットワーク技術分野について、組織横断的な研究開発戦略本部を設置し、研究開発だけでなく、戦略策定レベルにおいても産学官連携を推進している。 【情報通信研究機構】
- 技術的難度の高い課題を有するプロジェクトについては、経営層がその必要性を判断した上でプリプロジェクトチームを組織し、プロジェクトに移行する前に適切な資源(資金、マンパワー)を配分して十分な技術的リスクの低減(フロントローディング)を実施するマネジメントを行っている。これにより、プロジェクト移行後に不具合が発生し、コストの大幅な増加やスケジュールの遅延を生ずることを回避することが可能となり、効率的に開発を進めることができる。  
また、専門技術部門の強化に努めるとともに、必要最小限の人員により構成されるプロジェクトチームを専門技術部門が全社横断的に支え、効率的かつ確実にプロジェクトを遂行可能とする組織体制(プロジェクト組織と専門技術研究組織のマトリクス化等)を構築し、運用している。 【宇宙航空研究開発機構】

表 2-74 研究開発力強化・研究開発等の効率的推進へ向けた取り組み

法人名	その他、研究開発力強化・研究開発等の効率的推進へ向けた取り組み状況
沖縄科学技術研究基盤整備機構	特になし。
情報通信研究機構	大学や民間企業等との研究連携を強化するため、優れた知見・見識を有する学識経験者をプログラムディレクターとして招聘し、職員への指導・助言を行う仕組みを導入している。 また、新世代ネットワーク技術分野について、組織横断的な研究開発戦略本部を設置し、研究開

	発だけでなく、戦略策定レベルにおいても産学官連携を推進している。
酒類総合研究所	特定の課題に対しては、研究部門の横断的組織運営により、一層の研究の進展及び課題の解決に努めているところである。
放射線医学総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各センターの機動性を高めることを目的の1つとして、契約業務の分任制の導入に必要な諸条件を検討した。また、任期制短時間勤務職員の採用を各センター長の裁量に委ねた。前年度に引き続き、センター長等調整費を配分して、センター長の裁量による事業進捗を可能とした。</li> <li>・各センターの運営企画部門の業務については、センターごとに大きく異なることから、画一的業務配分は困難であり、個々のセンターの実情に応じた体制の強化支援を行った。そのために、上記の契約業務の分任制を端緒に管理部門との連携を検討した。</li> <li>・短期間で一定の研究成果が期待される分野を構築する必要が出てきた場合においては、理事長調整費による研究事業として資源を配分することにより、速やかに対応することとした。主な研究事業として、18年度に引き続き、「航空機乗務員の宇宙線被ばく」に関する社会的要請に基づき、「太陽フレア時の航空線量予測評価システムの整備」を実施した。</li> <li>・企画部に経営企画主幹および次長を置き、全所的議論にもとづく中長期ビジョンを見据えた経営戦略の立案、研究成果の普及・活用等の強化を進めた。</li> <li>・緊急被ばく医療に関する事業について、その内容と研究所の設置目的を勘案し、現在委託費を財源としている点に関する見直し検討を開始した。</li> <li>・研究施設等利用委員会を運営し、研究スペースの適切な配分を行った。</li> <li>・研究所各部門における法人文書管理簿の整理を年間通じて実施できるよう、システムを改善した。</li> <li>・本省等の通達・事務連絡等をホームページに掲載して業務の効率化を図った。</li> <li>・職員が職務の遂行上必要な資格(第一種放射線取扱主任者、核燃料取扱主任者、危険物取扱者、エネルギー管理員、第一・二種電気主任技術者等の取得、職務上取得が望ましい国家資格(毒物劇物取扱者、各種公害防止管理者等及び資質・能力の向上を図るための講座又は研修への参加を推進することを目的とする資格取得推進要領を平成19年10月に基盤技術センター内規として制定した。</li> <li>・放射線標準場に関する品質保証を目的として、JCSS(計量法校正事業者認定制度)の考え方を導入するために、国家標準機関である産業技術総合研究所主催の講習会に積極的に参加した。また、標準校正施設整備のためにスタッフを産業技術総合研究所に派遣し、線量校正の場を見学した。</li> <li>・利益相反マネージメントポリシーを制定するとともに、その運用等を検討する委員会を設置(11月27日)し、自己申告書等について検討の上、実質的な運用を4月から開始した。</li> </ul>
防災科学技術研究所	(記載なし)
物質・材料研究機構	<p>研究開発力強化へ向けた取り組み事例としては、中期計画に掲げた研究プロジェクトとは別に、理事長の裁量による内部公募型研究制度や、シーズ探索のためのチャレンジングな研究と位置付けられる個人萌芽研究など、将来の研究プロジェクトのシーズとなり得る研究を萌芽的研究として実施し、基礎研究活動の活性化を図っている。</p> <p>研究開発等の効率的推進へ向けた取り組み事例としては、NIMSセミナーの定期的な開催による研究者間の情報流通の促進や、横断的・時限的な組織に位置付けられる「クラスター」の立ち上げに向けた活動の実施など、研究分野の融合による研究開発業務の効率的な推進に努めている。</p>
理化学研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所内のファンドにより、所内組織間や研究分野間の連携により、領域を超えた新たな研究分野や相乗効果が発揮できる課題や、将来的に社会的要請が高まる可能性のある研究課題や萌芽的研究課題及び緊急性の高い研究課題を実施している。</li> <li>・理化学研究所内部で既に実施されている萌芽的研究能力又は潜在的研究能力や研究者の意欲を引き出し、理化学研究所の幅広い研究ポテンシャルを活用する観点から、関係する研究者を集めたワークショップも開催している。ワークショップの対象となる課題は、関連した研究密接な連携を進めることにより飛躍的な研究成果が期待できる課題や海外研究機関との連携など、全所的に取り組むべきテーマである。</li> </ul>
海洋研究開発機構	平成19年度より、研究成果の社会貢献やイノベーション創出のために実用化を支援する助成制度「実用化展開促進プログラム」を創設した。平成19年度は3件の研究課題を支援し、そのうち1件については製品として販売することに成功した。
宇宙航空研究開発機構	技術的難度の高い課題を有するプロジェクトについては、経営層がその必要性を判断した上でプロジェクトチームを組織し、プロジェクトに移行する前に適切な資源(資金、マンパワー)を配分して十分な技術的リスクの低減(フロントローディング)を実施するマネジメントを行っている。これにより、プロジェクト移行後に不具合が発生し、コストの大幅な増加やスケジュールの遅延を生ずること

	<p>を回避することが可能となり、効率的に開発を進めることができる。</p> <p>また、専門技術部門の強化に努めるとともに、必要最小限の人員により構成されるプロジェクトチームを専門技術部門が全社横断的に支え、効率的かつ確実にプロジェクトを遂行可能とする組織体制(プロジェクト組織と専門技術研究組織のマトリクス化等)を構築し、運用している。</p>
国立科学博物館	<p>2007年度から、当館に専門家のいない分類群や標本収集が不足している地域等に重点を置いて館外の研究者に標本収集とデータベース作成に参加してもらった「コレクション・ビルディング・フェローシップ」事業を開始し、戦略的にコレクションの構築を図っている。</p>
日本原子力研究開発機構	<p>研究開発力強化、研究開発等の効率的推進へ向けた代表的な取り組みは以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●従業員一人一人を大切に組織運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保や研究開発に係る提案等を、活発かつフランクに議論できる職場風土作りへの努力の継続</li> </ul> </li> <li>●現場の意思を反映できる柔軟な組織運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・部門長、拠点長に当該組織の運営に係る権限を委譲</li> <li>・部門長、拠点長と理事長との懇談会(H19.9開催)</li> <li>・現場の研究者・技術者と理事長との懇談会</li> <li>・現場と担当理事との強い連携</li> </ul> </li> <li>●開かれた経営のメカニズム <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発顧問会:研究開発の方向性について外部有識者の意見を得る。(平成19年11月開催:タイトル:研究開発マネジメント)</li> </ul> </li> </ul>
国立健康・栄養研究所	<p>該当なし</p>
労働安全衛生総合研究所	<p>内部・外部評価会議で研究の必要性を審査した結果、研究の重点化を進めるために、プロジェクト研究資金を削減した。</p>
医薬基盤研究所	<p>研究機器の共用を進めることを目的に、共用機器室を設置し研究者を配置した。</p>
農業・食品産業技術総合研究機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産学官連携による研究開発を積極的に推進し、研究成果を広く社会に還元するため、産学官連携本部を発足させ、その事務局として産学官連携センターを設置するとともに、「農研機構における産学官連携に関する基本方針」を策定した。</li> <li>・海外の試験研究機関等との共同研究により国際的な課題等へ適切に対応するため、国際連携活動の推進等に関する事項を定めた国際連携規程を整備した。</li> </ul>
農業生物資源研究所	<p>ゲノムリソースセンターなどを中心に、ゲノム研究成果のデータベースや解析プログラム、研究用材料などのリソースを、所内外に公開、配布し、ゲノム関連分野の研究推進を図っている。また、所内に植物や昆虫の遺伝子組換えをサポートする集団を置き、研究の効率的推進を図っている。更に、業務効率化の一環として、研究業務をサポートする情報システムの充実を図っている。</p>
農業環境技術研究所	<p>運営費交付金や外部資金で雇用するポスドクを活用して、効率的な研究の推進を図っている。</p>
国際農林水産業研究センター	<p>個々の研究課題の内容および進捗状況に応じた的確な研究推進管理及び効率的な研究資源投入と研究成果の対比の実行を目的として、18年度からプロジェクト方式による試験研究の推進・管理体制を導入した。予算計画、予算執行、研究進行管理の責任をプロジェクトリーダーに一元化した。</p> <p>19年度はプロジェクトリーダーに中期計画評価会議分科会への出席を義務化し(18年度は研究管理職員以上)、評価者として、全てのプロジェクトに対する評価に加わった。このことは、他のプロジェクトの推進上の優れた点、改善すべき点についても考察する機会となり、プロジェクトと管理能力の向上に結びつくものであった。また、異なる研究分野との連携を検討する機会ともなった。</p>
森林総合研究所	<p>各種の研修を通じた専門技術の習得や学位取得に向けた取組など人材育成における取組を強化している。</p>
水産総合研究センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究開発を効率的に推進するため組織の再編を柔軟化し、平成19年度には中央水産研究所内に海洋生態系モデル研究推進と海洋観測データの一元的収集・解析のための海洋データ解析センターを創設。</li> <li>○急速に変化する社会的ニーズに迅速に対応するため、バーチャル研究組織制度を創設し、全センター挙げてまぐろ研究へ取り組むために平成19年2月に「まぐろ研究所」を立ち上げ。</li> <li>○シーズの発掘や迅速に取り組むべき課題への対応を目的とし、所長裁量研究予算を各研究所に配分。</li> <li>○研究成果の社会普及を一層加速するため、平成20年4月社会連携推進本部を立ち上げ、外部機関との連携・共同及び当センターが保有する知的財産の普及・活用の推進を行うとともに、社会連携の推進に必要な情報の収集・分析や、外部機関等からの相談等へ対応。</li> </ul>
産業技術総合研究	<p>産総研の保有する複数の特許を分野横断的に統合し、追加研究によって補強することにより知財</p>



所	群を形成し、一つの産業テーマとして大規模な技術移転を実施することを目的とした取り組みを行っており研究開発における効率推進を図っている。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>上述の外部有識者から構成される委員会を設置し、助言を得ることにより、技術開発実施の効率化及び有効化を図っている。</p> <p>また、技術センターでは、我が国の石油開発関連企業約30社との個別技術協議会を毎年度開催し、短期及び中長期の重要技術課題についての意見交換を行い、研究開発の方針策定に役立てるとともに、これら企業の有する現場の活用、人材の交流などによる効率的な研究開発を進めるために、共同研究の具体的な案件の発掘を進めている。</p>
土木研究所	(記載なし)
建築研究所	(記載なし)
交通安全環境研究所	<p>研究者評価を次の手順により実施している。</p> <p>① 対象年度の被評価者の活動内容を、研究所が行うべき使命の重要度に応じて最高点が割り振られた業務の区分要素(規定した表)ごとに調査する。被評価者は各区分要素について、当該年度の実施計画、目標、達成内容を所定の申告書式に記載して提出する。一方、評価者はその内容を適宜ヒヤリングし内容を掌握する。</p> <p>② 領域内の管理職(領域長、副領域長)は、申告書や個別の調査をもとに、各区分要素の実績をその量と質及び属する所属等級への期待値を考慮して採点し、その理由も評価書に記入する。採点は各区分の割り当て最高点(評価年度の初めに年度計画に基づいて研究所が決定し公表する)を超えない範囲で決定する。各区分要素点を合計した値を1次得点とする。</p> <p>③ 各被評価者の1次得点を領域内での相対評価値にするため、領域対象者の中で正規化した数値に置き換える作業を行い、このポイントを各領域の1次評価点として、2次評価者(理事)に送る。</p> <p>④ 2次評価では、各領域で担当した業務量や実績度の絶対値とその貢献度に応じた実績応分手当が個々人に反映されるように、1次評価結果に対して領域間のレベル補正を行う。</p> <p>⑤ その結果に対して、全所的判断、領域横断業務への考慮などを入れた2次評価者の判断による個人別修正を行う。</p> <p>⑥ 上記の2次評価の処理結果に対して、理事長が各研究者の評価の最終決定を行う。</p> <p>⑦ この評価点をもとに翌年度の実績手当額を決定し、各月の給与に分割して支払う制度を実施中。</p>
海上技術安全研究所	<p>1. 効率的な組織運営</p> <p>① 機動的な組織の見直し</p> <p>○2007年度に大きな政策展開のあった「温室効果ガス対策」、「海の10モード」及び「目標指向型構造基準研究」に専従するプロジェクトチームを発足し、これに代わり、限られた人的資源の有効活用のため、一定の役割を終えた2つのプロジェクトチーム、1つのセンターを廃止。</p> <p>○プロジェクトライフサイクル機能強化のため「研究連携統括副主幹」を増強。同副主幹が海の10モードプロジェクトに関する行政との円滑な連携を実現。また、外部資金獲得実績の向上に貢献。</p> <p>② 研究支援体制の充実</p> <p>所内横断的に主としてシミュレーション技術を提供して研究を支援する研究業務効率化センターが所内受託件数が急増(2007年度は前年度の3倍)。機能強化のため、継続的に増強。</p> <p>2. 施設・知的財産の効率的な運用</p> <p>○試験水槽を中心に施設の外部利用を促進。2007年度の施設利用に伴う収入は41百万円。</p> <p>○知財専門家の活躍等によりプログラム登録件数が増加(2006年度22件→2007年度71件)。プログラム使用料収入は研究独法の中でも上位を占めており、2007年度の収入は、24百万円強と高い水準を維持。</p>
港湾空港技術研究所	研究開発力強化・研究開発等の効率的推進を図るため研究評価制度に基づく研究者の再配置、研究組織の再編を行った
電子航法研究所	<p>・研究企画及び総合調整機能の充実を図るとともに研究員の相互理解を深めることを目的として、重要な研究テーマの実施責任者を務め、かつ次世代の研究所運営で中心的な役割を担う上席研究員をメンバーとする「研究企画統括会議」を立ち上げた。</p> <p>・年度計画を確実に実施するとともに、計画の進捗状況を逐次確認することにより、年度途中においても研究の進展及び社会情勢の変化に柔軟に対応することができるよう、計画線表を用いた進捗管理を行っている。</p>
国立環境研究所	重点研究プログラムの核となる15の中核研究プロジェクトに対して、外部評価委員会における中間評価結果をもとに予算配分の見直しを行った。

## 2.9.4 研究上の不正行為等への対策

### (1) 研究上の不正行為の取り組み

近年、研究者による研究上の不正行為が問題となっており、各法人には適切な対応が求められている。各法人の対応状況を以下に示す。

研究上の不正行為への対応に関する方針、基準、規程等の策定状況としては、24 法人（83%）が既に策定していると回答しており、現在策定していない5 法人も全て今後策定予定としていた。

一方、不正告発対応窓口の設置状況としては、22 法人（76%）が既に設置していると回答しており、6 法人が今後設置予定としていた。上記の方針等同様、各法人の不正行為に対する高い問題意識が伺える。なお、物質・材料研究機構は方針等を策定しているものの、不正告発対応窓口の設置予定はないとしている。

表 2-75 研究上の不正行為への取り組みの有無

法人名	1.研究上の不正行為への対応に関する方針、基準、規則（規程）等の策定	2.不正告発対応窓口の設置
沖縄科学技術研究基盤整備機構	2	2
情報通信研究機構	1	1
酒類総合研究所	1	1
放射線医学総合研究所	1	1
防災科学技術研究所	1	1
物質・材料研究機構	1	3
理化学研究所	1	1
海洋研究開発機構	1	1
宇宙航空研究開発機構	1	1
国立科学博物館	1	1
日本原子力研究開発機構	1	1
国立健康・栄養研究所	2	2
労働安全衛生総合研究所	2	2
医薬基盤研究所	1	1
農業・食品産業技術総合研究機構	1	1
農業生物資源研究所	1	1
農業環境技術研究所	1	1
国際農林水産業研究センター	1	1
森林総合研究所	1	1
水産総合研究センター	1	1
産業技術総合研究所	1	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	2
土木研究所	1	1
建築研究所	1	1
交通安全環境研究所	1	1
海上技術安全研究所	1	1
港湾空港技術研究所	2	2
電子航法研究所	2	2
国立環境研究所	1	1
※上記数値は、右の選択肢に対応。	1. 策定・実施している 2. まだ策定・実施していないが、今後策定・実施予定 3. まだ策定・実施していない(現時点では策定・実施予定なし)	

具体的な取り組み状況を見ると、表 2-75 で示した通り、ほとんどの法人で規程の策定や窓口の設置など不正行為への対応が取られている。今後は、整備された体制を確実に運用していくことが求められる。

幾つかの法人では、意識啓発を目的としたセミナーなどが行われている。具体的な取り組みとしては以下の通り。

- 不正等に関する法律問題を勉強する法律セミナーを全事業所で開催するとともに、著名な専門家による研究不正防止のための講演会を毎年開催することにより不正防止に取り組んでいる。 【理化学研究所】
- コンプライアンスに関するメールマガジンや研修において研究開発活動上の不正行為の防止をテーマとして取り上げ、職員等の意識啓発を図っている。 【日本原子力研究開発機構】
- 職員等に対するコンプライアンス意識の醸成を図るため、能力開発部門において「研究者行動規範」、「研究倫理」等をカリキュラムとした各種研修を実施している。当該研修は、新たに管理職に就任した者や新規採用職員に対し参加を義務付けするほか、講師についても、担当理事及び担当部署の管理職等が自ら努める等により、その実効性や参加者に対する緊張感を高めている。 【産業技術総合研究所】

表 2-76 研究上の不正行為への取り組み状況（検討状況等も含む）

法人名	研究上の不正行為への取り組み状況
沖縄科学技術研究基盤整備機構	研究上の不正行為への対応に関する規定等を策定するため、内部検討を進めている。
情報通信研究機構	不正に関する申立を受け付ける対応窓口を設置し、申立を受けて不正の有無についての調査等を行い、不正があったと認定された場合には、処分や研究費の返還請求といった措置を講じることとしている。 当該制度について、職員に対し制度趣旨や仕組み等に関する説明の機会を設けて周知徹底と不正行為の未然防止を図っている。
酒類総合研究所	従来から職員倫理規程により職員の行動規範を示し、周知を図るほか、公益通報規程により通報及び適切な処理の仕組みを定めている。
放射線医学総合研究所	「研究上の不正に関する適切な対応について(平成18年2月28日、総合科学技術会議)」、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン(平成18年8月8日、科学技術・学術審議会)」、及び「研究活動の不正行為への対応(通知)(18文科科第407号、平成18年8月31日、文部科学省)」に従い、研究所に所属する研究者等による研究不正の防止を図ること及び研究所において研究不正問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決に資することを目的とした「独立行政法人放射線医学総合研究所における研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」を設け、行動規準及び遵守事項、研究不正への対応及び措置等について定めている。 また同規程及び組織規程等において、コンプライアンス室の研究上の不正行為に関する窓口機能や予備調査の実施に関する機能等を定めている。
防災科学技術研究所	研究所の研究活動は、文部科学省から交付される競争的資金を中心とした公募型の研究資金等の国民の税金を活用することにより実施されている。このような競争的資金等を不正に使用することは、研究者のみならず、研究所、引いては我が国の研究開発全体に対する国民の信頼を失ってしまうことになると研究所の研究活動に関する基本方針で周知している。また、研究所の研究者行動規範においても、以下のように記載し周知し行っている。 ①研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動し、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また、加担しない。 ②研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務を自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるように努める。 ③研究者は、研究の実施、研究費の使用にあたっては、法令や関係規則を遵守し、不正を行ってはならない。

	<p>なお、研究上の不正行為等の通報を受け付ける窓口及び法令違反行為該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を監査・コンプライアンス室に設置してある。</p>
物質・材料研究機構	<p>研究上の不正行為への取り組みとしては、規程等の形式ではなく、各研究者・エンジニアに、「科学研究上の不正行為防止について」として行動基準を配布し、それらの遵守事項に対して自ら署名を行う形式で不正防止を図っている。</p> <p>「科学研究上の不正行為防止について」の具体的な内容としては、「1. 研究不正を行わない、2. 研究不正に荷担しない、3. 研究不正をさせない」という行動基準を明記するとともに、1. ラポノートや実験データ等は不正なく作成し定められた期間保管すること、2. 共同研究等の際は責任分担を明確にし、実験データ、研究レポート等を本行動基準に沿って確認すること、3. 故意の多重投稿、不適切なオーサーシップ及び文献引用等不正に準ずる行為を行わないこと、等を遵守事項として記載している。</p>
理化学研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究上の不正行為等に対応するため、平成17年4月に監査・コンプライアンス室を設置した。</li> <li>・不正等の相談窓口として、指名された職員が担当する相談員・セクハラ相談員制度の他、新たに弁護士による相談室も設置した。</li> <li>・同年10月には他機関に先駆け「科学研究上の不正行為への対応方針」を策定し、研究活動の行動基準及び遵守事項、並びに科学研究上の不正行為に関する疑義が生じた場合の措置などを定めた。</li> <li>・不正等に関する法律問題を勉強する法律セミナーを全事業所で開催するとともに、著名な専門家による研究不正防止のための講演会を毎年開催することにより不正防止に取り組んでいる。</li> </ul>
海洋研究開発機構	<p>「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」に基づき、研究活動における不正行為は行わないとの宣言をまとめるため、「研究活動行動規準」策定メンバーとして各研究部署の代表者による検討のもと、「JAMSTEC研究活動行動規準」を平成18年9月1日に策定した(平成19年8月28日付け改正：外部資金の適正執行の確保及び不正使用防止の追加)。</p> <p>また、研究活動の不正行為に適切に対応するため、平成18年9月27日付けで「研究活動における不正行為への対応に関する規程」(平18規程第26号)を制定した。</p> <p>当該規程では、研究活動における不正行為を「研究活動によって得られたデータその他の研究成果の捏造、改ざん又は盗用」と定義し、これら不正行為を発見した場合又は不正行為があったと思料するに至った場合の通報・相談窓口を監査・コンプライアンス室に設置している。また、通報・相談があった場合の取り扱い、調査実施方法、調査体制、措置等について定めている。</p>
宇宙航空研究開発機構	<p>文部科学省の科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日)に対応して、「宇宙航空研究開発機構における研究の公正な推進のための研究者行動規範」を定め、これを周知徹底すると共に、「研究活動における不正行為に関する規則」(規定第19-72号)を定め、研究不正行為への対応に関する責任者及び研究不正行為に関する告発窓口の設置、研究不正行為に関する調査等の不正行為の取扱いに関して必要な事項を制度として規定している。</p>
国立科学博物館	<p>「独立行政法人国立科学博物館において研究活動に携わる者の行動規範」を策定するとともに、「国立科学博物館における研究活動上の不正行為に関する取扱い規程」を定め、研究活動及び公的研究費の運営・管理体制及び不正行為に関する告発や相談を受け入れる体制を整備している。</p> <p>告発を受け入れた際には、予備調査、本調査を実施し、不正の事実が認められた場合は研究費の使用中止・返還、論文等取り下げの勧告等の措置を行うとともに、懲戒処分等の措置を行うものとするとしている。</p> <p>規範や規程、告発受付窓口等、これらの取り組みについてはホームページ上で公表している。</p>
日本原子力研究開発機構	<p>原子力機構では、「研究活動の不正行為への対応について」(平成18年8月31日付け文部科学省科学技術・学術政策局長通知)に基づき、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日付け科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書)を参考として、①研究開発活動における不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)を防止するとともに、②不正行為に関する告発がなされた場合にはこれに適切に対応するため、以下のような取組を行っている。</p> <p>(1)「研究開発活動上の不正行為の防止に関する行動規範」を平成19年12月1日付けで制定し、原子力機構の職員等が研究開発活動上の不正行為に関与しないよう、その行動基準や遵守事項を定めた。</p> <p>(2)内部規定「研究開発活動不正行為告発規程」及び「研究開発活動不正行為告発事案調査委員会の設置について」を平成19年12月1日付けで制定し、原子力機構における研究開発活動に係る不正行為に関する告発方法及び告発があった場合の必要な手続を定めた。</p> <p>告発については、法務室が受付窓口となり、法務担当理事を委員長とする調査委員会におい</p>

	<p>て必要な調査が行われる。調査結果は理事長に報告され、不正行為が行われたと認定された場合には、論文の取り下げ勧告、研究費の執行停止等の措置を講じる。</p> <p>(3)コンプライアンスに関するメールマガジンや研修において研究開発活動上の不正行為の防止をテーマとして取り上げ、職員等の意識啓発を図っている。</p>
国立健康・栄養研究所	<p>研究上の不正行為を防止するため、国の定めた各種の研究に関する倫理指針及び厚労省の「研究活動の不正行為への対応に関する指針」等を職員に周知徹底するとともに、研究上の不正行為があった場合には、当研究所の職員就業規則及び懲戒手続規程等により対応することとしている。</p>
労働安全衛生総合研究所	<p>・研究上の不正行為の防止のため、厚生労働省指針(研究活動の不正行為への対応に関する指針)を機関内の職員に周知したほか、機関内における規定の整備に取り組んでいるところである。</p> <p>・また、研究上の不正行為に関する研究者からの個別の相談の希望等があれば、管理部局において応じているところである。</p>
医薬基盤研究所	<p>研究不正の防止に関する規程を制定するとともに、不正告発のための窓口を設置し、ホームページから告発可能としている。</p>
農業・食品産業技術総合研究機構	<p>「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知)を踏まえ、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における試験研究の不正行為の取扱いに関する規定」(平成19年7月1日付19規程第107号)および「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における委託試験研究に係る不正行為の取扱いに関する規程」(平成19年7月1日付19規程第108号)を制定し、理事(研究管理担当)を総括研究管理責任者、各研究所等の長を研究管理責任者とするとともに、本部および各研究所等に不正行為通報窓口を置く等の体制整備を行った。また、これらの規程、研究管理責任者等の氏名、通報窓口等をホームページに掲載し、機関内外に公表した。</p>
農業生物資源研究所	<p>憲章、行動規範を作成し、所内外に公表するとともに、研究倫理規程を策定し、具体的な統括者や申し立ての手順を所員に周知している。また、特に研究費の不正に対する通報窓口をHP上に開設している。</p>
農業環境技術研究所	<p>当研究所の行動憲章において、「研究活動を通じた不正はあってはならない」との決意を表明している。また、「研究活動の不正行為への対応に関する規程」により、告発者及び被告告発者の取り扱いや、研究資金の打ち切り・返還等について定めるとともに、研究不正の告発受付窓口を設置している。</p>
国際農林水産業研究センター	<p>研究活動の不正行為防止への取り組みとして、科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(18年8月8日)、農林水産省「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(18年12月15日)を受け、JIRCAS「研究活動の不正行為への対応に関する規程」(19年4月1日)を策定し、研究上の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)に適切に対応することとした。規程に基づき、不正行為の告発受付窓口を設置し、また、これらの情報をJIRCASホームページに掲載し、ホームページからも告発の受付を行うこととした。</p>
森林総合研究所	<p>平成19年3月から、「独立行政法人森林総合研究所における研究活動の不正行為への対応に関する規程」を施行して不正行為の防止に努めている。</p>
水産総合研究センター	<p>「研究活動の不正行為に対する農林水産省対応ガイドライン(平成18年12月15日付け18農会第1147号)」を受け、「センターにおける研究活動の不正行為への対応に関する規程(平成19年3月29日付け18水研本第1737号)」を整備した。この規程においては、次の事項を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○告発等の受付(研究者倫理統括者、受付窓口、その取扱い等)</li> <li>○告発等に係る事案の調査(予備調査委員会、予備調査、本調査、体制等、方法・権限、本調査の対象および研究費の支出停止措置等)</li> <li>○告発者及び被告告発者に対する措置(調査中における一時的支出停止措置、不正認定後の使用停止緊急措置、不正行為がなかった場合の措置等)</li> <li>○配分機関としてのセンターの措置(不正認定者に対する措置、不正認定者に対する措置の検討委員会の設置、措置の決定、対象資金の打ち切り、対象資金の申請の不採択、未使用研究費等の返還、対象資金への申請の制限、措置内容の公表、農林水産省以外の配分機関が決定した措置の取扱い等)</li> <li>○その他(告発の対象になった者に不利益をもたらす行為の禁止、協力義務、秘密保持義務等)</li> </ul> <p>本規程を整備したことによって、不正行為に対する抑止力とするとともに、万が一、不正行為が</p>

	<p>発生した場合のセンターの取り組み等が定められた。また、告発の受付窓口を、「研究開発、ふ化放流に係る企画立案、総合調整及び推進、外部資金の獲得等」に関する業務を行う部署に設置することにより、不正の発生を未然に防ぐとともに不正発生時の速やかな対応が可能となった。</p>
産業技術総合研究所	<p>平成17年1月に役職員の行動理念を定めた「産総研憲章」を制定し、当該憲章の周知徹底と普及啓発を図るため、所内イントラ及びホームページにより所内外に公表している。また、平成18年1月には研究者が研究活動を行う上で基本となる規則や基準となる考え方を示した「研究者行動規範」を策定、公表しており、職員に対して当該規範の周知徹底等を図るべく、所内イントラに理事長自らのメッセージとして掲載している。</p> <p>意識向上に向けた取り組みとして、職員等に対するコンプライアンス意識の醸成を図るため、能力開発部門において「研究者行動規範」、「研究倫理」等をカリキュラムとした各種研修を実施している。当該研修は、新たに管理職に就任した者や新規採用職員に対し参加を義務付けするほか、講師についても、担当理事及び担当部署の管理職等が自ら努める等により、その実効性や参加者に対する緊張感を高めている。</p> <p>関連する研究所の規程類等については、「研究者行動規範」に先駆け平成17年4月に研究所の職員等の職務に係る倫理の保持に資するための「倫理規程」を制定しており、同年8月には研究所の研究倫理の保持及び向上に資することを目的とした「研究ミスマスコンダクトへの対応に関する規程」及び同年10月には研究所の業務運営に関する違法、不正又は不当な行為（違法行為等）の早期発見及び是正を図り、研究所の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資することを目的とする「内部通報に関する規程」を制定している。</p> <p>不正告発対応窓口の設置については、上記の規程類等に基づき、それぞれ窓口を設置し、対応している。</p> <p>なお、平成20年7月に内部統制メカニズムを強化し、法令遵守（コンプライアンス）を徹底していくため、コンプライアンス、リスク管理に係る既存部署を再編統合し、「コンプライアンス推進本部」を設置した。</p>
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>機構の職員として遵守すべきコンプライアンスに関する規程により不正行為を防止しているとともに、平成20年度上半期中に、規程の策定及び不正告発対応窓口の設置等を行う予定。</p> <p>また、競争的研究資金である「石油・天然ガス開発・利用促進型事業」を所管する技術センター（TRC）においては、公募要領に「競争的資金の適正な執行に関する指針」及び「研究活動の不正行為への対応に関する指針」を明記し、不正があった場合には、不正研究者の応募資格を制限する等、当該方針に基づき対応することを周知徹底している。また、不正があった場合、不正の概要についてホームページに公開することとしている。</p>
土木研究所	<p>「研究上の不正への対応に関する規程」を制定し、ねつ造、改ざん、盗用等の研究上の不正防止への体制を整備するとともに、研究倫理の向上を図っている。また、公益通報者保護法に基づき「内部通報に関する規程」を制定し、職員等からの内部通報を適切に処理する仕組みを整備している。</p>
建築研究所	<p>内部通報に関する規程により、当所内に受付管理者を2名置いている。</p>
交通安全環境研究所	<p>「交通安全環境研究所における研究活動の不正行為への対応に関する達」を定め、研究上の不正行為の防止を図っている。</p>
海上技術安全研究所	<p>総合科学技術会議決定「研究上の不正に対する適切な対応について(平成18年2月)」に対応して、同年7月に所内規程を整備。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象となる不正行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ねつ造・改ざん・盗用(故意でない誤りを除く)</li> </ul> </li> <li>2. 告発等の受付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者倫理統括者の設置</li> <li>・告発体制の整備</li> </ul> </li> <li>3. 告発等された事案の調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・予備調査委員会及び調査委員会の設置</li> <li>・上記委員会による調査及び結果の公表</li> </ul> </li> <li>4. 告発者及び被告発者に対する措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正行為に関わる者の処分、勧告等</li> </ul> </li> <li>5. その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力義務及び秘密保持義務</li> </ul> </li> </ol>

港湾空港技術研究所	理事・幹部研究官で構成する公表審査委員会において、研究内容が適切であるか、研究実施上問題がないか等の審査を行っている
電子航法研究所	昨年度から着手している「内部統制構築」に関する取り組みの中で、コンプライアンス強化に着手しており、現在策定を進めている「コンプライアンスマニュアル」の中にも、研究上の不正(実験データ捏造、論文捏造等)の項目を設け、所内研究者に広く啓蒙を行うことを予定している。 不正告発対応の窓口の設置について、所内の研究全般に対応するものは現在検討中であるが、競争的資金に関しては、文部科学省の「競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」に基づいた「告発等の受付体制」は企画課が窓口となっている。
国立環境研究所	研究上の不正行為への取組については、研究所の研究倫理の保持及び向上に資することを目的として、「独立行政法人国立環境研究所における研究所の不正行為の防止に関する規程」を平成18年9月11日に策定した。また、本規程において、研究上の不正行為に関する相談・通報窓口を設置し、不正に関する通報の受付・相談に応じることとしている。

## (2) 研究費の適切な管理

研究費の適切な管理に関する方針、基準、規程等の策定状況としては、28 法人 (97%) が既に策定していると回答しており、現在策定していない 2 法人も今後策定予定としていた。また、不正告発対応窓口についても、26 法人 (90%) が設置済み、残りの 3 法人も今後設置予定としており、今後全ての法人で体制が整備されるものと考えられる。

研究費の不正使用は、日本の科学技術活動への信頼を揺るがす行為であり、法人活動に深刻な影響を及ぼす問題であることから、その適切な管理に対しては、各法人の高い問題意識が伺える。

表 2-77 研究費の適切な管理のための取り組みの有無

法人名	1.研究費の適切な管理に関する方針、基準、規則(規程)等の策定	2.不正告発対応窓口の設置
沖縄科学技術研究基盤整備機構	1	1
情報通信研究機構	1	1
酒類総合研究所	1	1
放射線医学総合研究所	1	1
防災科学技術研究所	1	1
物質・材料研究機構	1	1
理化学研究所	1	1
海洋研究開発機構	1	1
宇宙航空研究開発機構	1	1
国立科学博物館	1	1
日本原子力研究開発機構	1	1
国立健康・栄養研究所	1	2
労働安全衛生総合研究所	1	1
医薬基盤研究所	1	1
農業・食品産業技術総合研究機構	1	1
農業生物資源研究所	1	1
農業環境技術研究所	1	1
国際農林水産業研究センター	1	1
森林総合研究所	1	1
水産総合研究センター	1	1
産業技術総合研究所	1	1
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1	2
土木研究所	1	1
建築研究所	2	1
交通安全環境研究所	1	1
海上技術安全研究所	1	1
港湾空港技術研究所	1	1
電子航法研究所	1	2
国立環境研究所	1	1
※上記数値は、右の選択肢に対応。	1. 策定・実施している 2. まだ策定・実施していないが、今後策定・実施予定 3. まだ策定・実施していない(現時点では策定・実施予定なし)	

研究費の適切な管理への対応についても、研究上の不正行為への対応と同様にほとんどの法人で対応が取られており、今後はその適切な運用が求められる。

また不正行為への対応としては、不正発生後の適切な対応と同様に、研究費処理の機関管理やコンプライアンスに関する意識喚起など不正を未然に防止するための取り組みが重要である。具体的な取り組みとしては以下が挙げられる。



- 規程以外に研究者の理解を図るため事務マニュアルを作成している。イントラ上には、Q&Aを設け、研究者から窓口への質問を可能にするとともに、適宜回答を行うことにより、研究者と事務部門とのコミュニケーションの向上を図った。科研費研究代表者全員へのE-mailリストを作成し、迅速に情報伝達を行う体制を整えた。【日本原子力研究開発機構】
- 「研究費の運営・管理要領」に基づき、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を定め（20年2月5日）、理事長の指揮の下に不正防止計画の推進を行うこととした。リスク管理委員会は、不正防止計画に基づき、「不正を発生させる要因の把握」について20年3月に全職員を対象に意見募集、現状の点検を実施。【国際農林水産業研究センター】
- 内外における不適正な事案や新聞報道による不適正な事案等を踏まえ、所内イントラ等を通じ、職員に対する注意喚起を図る等により職員に対する牽制機能を働かせている。【産業技術総合研究所】

表 2-78 研究費の適切な管理のための取り組み状況（検討状況等も含む）

法人名	研究費の適切な管理に向けた取り組み状況
沖縄科学技術研究基盤整備機構	公的研究費の適正な取扱いを図ることを目的に、「公的研究費運営・管理規程」を平成19年11月に策定した。本規程では、理事長が最高管理責任者の責を担うこととし、統括管理責任者(理事)が最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機構全体を統括することとしている。また、公的研究費の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続き等について、機構内外から相談を受け付ける相談窓口を研究支援課に設置するとともに、不正行為に関する通報を受け付ける通報窓口を人事課に設置している。
情報通信研究機構	研究費の不正使用を防止するため、金額にかかわらず研究助成金を含め機関経理を行うこととしており、研究者が直接現金を扱えないようにしている。また、科研費も委任経理により、同様に研究者が直接現金を扱うことはできない。さらに、事務処理手続き・使用ルール等に関する受付窓口を設置するとともに、職員向けの説明会を開催し、適切な管理のためのルールについて周知徹底を図っている。 機構内において行う研究活動に関し、研究費の不正使用を申し立てにより調査を行う。その際、必要に応じ、居室、実験室の一時閉鎖、出勤停止などの措置をとる。その結果に基づき、研究費の不正使用等があったと認定したときは、当該不正使用等に係る研究資金の返還請求、当該不正使用等に係る者の処分、これらの措置の公表等のうち不正の程度に応じ適切な措置を講じている。
酒類総合研究所	公的研究費の不正使用等を防止するため、研究者本人が経費の支出について直接関与しない事務手続とし、また、研究補助者等の採用、勤務時間、出張については、非常勤職員就業規則等により管理している。 平成19年10月には「独立行政法人酒類総合研究所研究費不正防止規程」を整備し、担当者の責任を明確化するなど、公的研究費に関するコンプライアンス体制の確保を一層推進した。
放射線医学総合研究所	競争的資金等の外部資金については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)に沿ってより十分な措置を講ずるため、平成19年11月に「競争的資金等外部資金に係わる適正な使用を確保するための基本方針」を定め、基本的な行動規範、外部資金の運営・管理の責任と権限、不正発生要因の把握及び防止に関わる計画の策定と実施、不正使用の疑義発生時の対応、監査体制等に関する基本的な方針を示している。 あわせて、「独立行政法人放射線医学総合研究所における研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程」において、研究費の適切な管理を確保するために遵守すべき事項を定めている。また、同規程及び組織規程等において、研究費の不正使用(研究費の不適切な経理処理や私的な流用)を含む研究上の不正行為に関する窓口機能や予備調査の実施に関する機能等をコンプライアンス室が持つことを定めている。
防災科学技術研究所	研究所としては、「研究機関における競争的資金等の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の方針を踏まえつつ、競争的資金等の不正使用の防止・管理に関する取り組みの基本的な方針を定めている。 1. 競争的資金等の運営・管理の適正化を図るため、運営・管理に係わる者の責任と権限の体系を明確にし、研究所内外に公表。

	<p>2. 不正を発生させる要因を把握した上で具体的な不正防止計画を策定して実施することにより、関係者の自主的な取り組みを奮起し、不正の発生を防止する。</p> <p>3. 研究費の運営・管理を適切に行うために、ルールに関する理解を研究所内の関係者に浸透させるとともに、研究所内外の情報が適切に伝達される体制の構築を図る。</p> <p>また、研究所における競争的資金等の適正な取扱いに関する規程において必要な事項を定めている。</p> <p>(運営・管理体制)</p> <p>1. 研究所全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理についての最高管理責任者を理事長とし、最高管理責任者を補佐する統括管理責任者を理事としている。</p> <p>2. 各部等における競争的資金等の運営・管理について統括する実質的な責任と権限をもつものとし、当該各部及びセンターの長並びに理事長が指名した者を部局責任者としている。</p> <p>3. 不正防止計画の推進を担当する部署として監査・コンプライアンス室と定めている。</p> <p>(相談窓口)</p> <p>研究所の競争的資金等の事務処理に関する運用の統一的な相談窓口を総務部研究支援課と定めている。</p> <p>(通報窓口) 不正行為に関する通報窓口は監査・コンプライアンス室と定めている。</p> <p>その他に会計規程をはじめとする諸規程及び経理業務マニュアルを所内イントラに常時掲示しているとともに、初任者研修、公的研究費の適正な執行に向けた全所説明会において、周知を促進している。また、監査・コンプライアンス室においては研究費の内部監査を強化している。</p>
物質・材料研究機構	<p>研究費の管理については、各種の内部規程等に従って運用されているところであるが、特に競争的資金等外部資金については、不正使用はもとより、不正使用であるとの疑いをもたれる事案の発生を防止するため「競争的資金等外部資金に係る適正使用のための基本方針」を策定している。</p> <p>基本方針においては、運営・管理の責任体制を定めるとともに、職員は研究費の不正使用が機構内のみならず研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを認識の上、例えば規程等に明確に違反する不正使用でなくとも第三者から不適切であるかの疑いを持たれるような使用方法は避けなければならない旨等の基本方針を定めている。</p> <p>なお、不正使用に関する疑義があった場合の相談や調査の依頼又は通報は、窓口(総務部総務課)において随時受け付ける。窓口では事案調査のうえ最高責任者に報告を行い、最高管理責任者が調査結果に基づき不正使用の事実を認定した場合には、懲戒処分及び研究費の一部又は全部返還等の措置が取られることとなる。</p>
理化学研究所	<p>・研究費の不正についても、「研究不正」と同じ体制で一元的に対応している。研究費の適切な管理に向け、平成19年10月に公的研究費運営・管理規程を制定した。</p> <p>・平成20年4月には「公的研究費の執行に関する行動規範」を策定し、公的研究費の使用ルールの遵守並びに執行に関する不正疑義が発生した場合は「科学研究上の不正行為への対応方針」に準じた対応・措置を講じることにした。</p> <p>・「公的研究費の執行に関する不正防止計画」を策定し、不正を組織的要因と個別的要因に分けて、謝金、旅費、物品費については、個別のリスクとその対応方法について具体的に示しており、各管理責任者等に対しては、計画のモニタリングとその報告を義務付けた。</p>
海洋研究開発機構	<p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」で示された競争的資金等の外部資金に関し、研究機関側に求められている管理・監査体制等の現実的で実効性のある制度構築に関する検討及び成案のとりまとめを目的として、平成19年1月18日に「公的研究費の管理・監査体制等整備検討WG」を設置し、体制整備等の具体案の作成を行った。なお、検討にあたって、競争的資金等の外部資金に係らず、広く運営費交付金等による研究等の執行においても取り入れるべき事項がある場合、その旨具体案に盛り込み、また、検討過程において順次実施すべき事項については、実施体制等の整備を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科研費経理処理業務の評価交流課から経理部への移管(機関管理の徹底)</li> <li>・物品取得の際の検収体制の強化(検査員の増員等)</li> <li>・監査・コンプライアンス室の設置</li> <li>・航空機を使用した際の証明書類(半券又は搭乗証明書)の提出義務化</li> <li>・科研費の交付申請時の誓約書の提出義務化</li> <li>・新会計システムの導入・外部業者等の取引停止措置の明確化(契約に係る取引停止等の措置細則の制定)</li> <li>・懲戒処分の対象として外部資金(機構が管理すべき資金)を追加</li> <li>・行動規準の改正(外部資金の適正執行の確保及び不正使用防止の追加)</li> <li>・競争的資金等における研究資金の管理等に関する規程の制定(管理等規程)</li> <li>・研究資金の不正使用に係る調査等実施規則の制定</li> <li>・体制整備等の実施状況報告書の提出</li> </ul>

	<p>・管理等規程、責任者等の機構HPでの外部公表  ・不正防止計画の制定及び実施</p> <p>なお、不正防止計画において毎年度競争的資金等の内部監査を実施し、当該経費が適正に執行されているか、またモニタリングにより不正防止計画に則り執行、管理等業務が実施されているか確認している。</p> <p>また、必要に応じて各競争的資金制度に基づいた説明会等を開催し、職員等に周知徹底するとともに、競争的資金等以外の運営費交付金等についても競争的資金等と同様の考えに基づき機関管理を行っている。</p>
宇宙航空研究開発機構	<p>文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に対応し、「競争的資金等の適正管理規程」を定めるとともに、機関内の責任体系の明確化、ルール、職務権限の明確化・統一化及び社内Webの掲示及びハンドブックの作成・配布による職員への周知、相談受付窓口を設置、行動規範の策定、調査及び懲戒に関する規程の整備、不正防止計画の策定、発注・検収業務における当事者以外の者によるチェックが行われるシステムを構築等による研究費の適正な運営・管理、通報(告発)の受付窓口の設置、不正への取組に関する機関の方針の公表等を行っている。</p>
国立科学博物館	<p>「独立行政法人国立科学博物館における公的研究費の管理・監査の不正防止計画」を策定している。</p> <p>責任体系を明確化するとともに、ルールや職務権限の明確化、調査及び懲戒に関する規程の整備等の環境の整備を行い、また、適正な執行管理の推進、物品検収・旅費・謝金等の確実な事実確認、不正な取引に関与した業者への対応の明確化等を行い、研究費の適正な管理を図っている。計画や規程、告発受付窓口等、これら取り組みについてはホームページ上で公表している。</p>
日本原子力研究開発機構	<p>科研費の執行管理については、不正防止、制度の変更に関する説明会を研究者と事務担当者に対して適宜開催している。執行管理事務をWebシステムとして構築してシステム上より執行状況が随時モニターできるようにし、執行事務の利便性と厳正化を両立させている。規程以外に研究者の理解を図るため事務マニュアルを作成している。イントラ上には、Q&amp;Aを設け、研究者から窓口への質問を可能にするとともに、適宜回答を行うことにより、研究者と事務部門とのコミュニケーションの向上を図った。科研費研究代表者全員へのE-mailリストを作成し、迅速に情報伝達を行う体制を整えた。</p> <p>また、内部監査は監査室が独立的に行っている。</p>
国立健康・栄養研究所	<p>研究費に係る事務については、その管理を行うために業務課を事務部に設置し、研究費の管理は原則として事務部に事務委任を行うことにより、経費の支出に係る不正の防止を図っている。また、納品・検収については、会計事務職員による検収行為の徹底に取り組んでいる。</p>
労働安全衛生総合研究所	<p>消耗品および機器等の発注は経理を通して発注・納品を行っており、旅費等に関しても事務処理上チェックがなされている。また、研究グループ単位での研究活動費は担当者を決めて管理を行っている。</p>
医薬基盤研究所	<p>研究費不正の防止に関する規程を制定するとともに、納品検収、発注・支払い、非常勤職員の勤務時間管理等を徹底した。また、不正告発のための窓口を設置し、ホームページ上から告発可能としている。</p>
農業・食品産業技術総合研究機構	<p>各省庁において定められた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年10月1日付19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知)を受けて、理事長を最高管理責任者、理事(総務・農業者大学校担当)を統括管理責任者とする等の公的研究費の運営・管理の責任体系、競争的資金等の事務処理手続きおよび使用ルールに関する相談窓口(本部及び各研究所等に設置)、研究費の不正使用に関する通報窓口(研究上の不正行為に関する通報窓口において併せて対応)等についてホームページで公開するとともに、「公的研究費の適正な運営・管理のための対応について」(平成19年11月15日付理事長通知)を發出し、組織内部に周知した。</p>
農業生物資源研究所	<p>憲章、行動規範を作成し、所内外に公表するとともに、研究倫理規程を策定し、具体的な統括者や申し立ての手順を所員に周知している。また、特に研究費の不正に対する通報窓口をHP上に開設している。当法人では、物品発注など研究費の具体的な取扱いは会計専門の部署が行っており、研究者が直接関与し不正に関わる機会を無くしている。</p>
農業環境技術研究所	<p>当法人においては、「独立行政法人農業環境技術研究所における競争的資金等の運営・管理に関する規程」を定めて研究資金を適正に運営・管理するためにとるべき措置について定めている。さらに「研究活動の不正行為への対応に関する規程」により、告発者及び被告発者の取り扱いや、研究資金の打ち切り・返還等について定めるとともに、研究不正の告発受付窓口を設置している。また、研究費に限らず全ての経費の執行管理を事務部門で行っており、会計規程をはじめとする諸規定</p>

	に基づき執行していることから、内部牽制の機能が図られており、研究費の不適切な執行は起こりにくい環境にあるものと考えられる。
国際農林水産業研究センター	<p>文部科学省から「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(19年2月)が示され、また、農林水産省から「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(19年10月)が示されたことをうけ、JIRCASにおける研究費をより一層適正に運営・管理することとし、全ての研究費について明確なルールの下で取扱うため、「研究費の運営・管理要領」を制定した(19年10月31日)。要領に基づき、機関内の責任体系、競争的資金等の使用ルール等に関する相談窓口、研究費の不正使用に係る情報の通報(告発)受付窓口等の情報をJIRCASホームページに掲載し、ホームページからも告発の受付を行うこととした。</p> <p>「研究費の運営・管理要領」に基づき、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を定め(20年2月5日)、理事長の指揮の下に不正防止計画の推進を行うこととした。リスク管理委員会は、不正防止計画に基づき、「不正を発生させる要因の把握」について20年3月に全職員を対象に意見募集、現状の点検を行い、現状では問題がないことを確認して理事長に報告した。</p>
森林総合研究所	平成19年10月から、「独立行政法人森林総合研究所における公的研究費の等の管理・監査の実施要領」を施行して研究費の適切な管理を行っている。
水産総合研究センター	<p>「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定)」を受け、「センターにおける公的研究費の適正な取扱いに関する規程(平成20年4月1日付け19水研本第1750号)」を整備した。この規程においては、次の事項を定めている。</p> <p>○管理・責任の体系、センターと研究者との関係、使用の制限、物品の購入等、検査、返還、意識の向上、不正に係る調査等、不正防止計画の推進、研究費の運営・管理、相談受付等窓口、モニタリング等</p> <p>また本規程の制定に併せて、「センターにおける公的研究費に係る行動規範(平成20年4月1日付け19水研本第1789号)」及び「センターにおける公的研究費に係る不正防止計画(平成20年4月1日付け19水研本第1790号)」を定め、職員等の意識の向上、不適切な使用に対する防止等のための基盤体制を整備した。</p> <p>公募型の研究資金について、研究者個人に対して交付される研究費の取扱いに判りにくい部分があったが、本規程を整備したことにより、すべての研究費を対象に、センターの会計規程等に基づいた適切な管理を行うことを明確にすることができた。</p> <p>これにより、研究費の不適切な使用が発生する可能性を軽減することができ、研究費の適切な管理が一様に行われることを職員等により明確に周知できた。</p> <p>また、相談受付等窓口については、「研究上の不正行為の告発」の受付窓口と同じ部署に設置し、「研究上の不正行為または研究費の不適切な使用」に対する防止のための取り組みを一括して対応するようにした。</p>
産業技術総合研究所	<p>研究費の予算執行については、研究課題毎に予算コードを設定し、平成13年4月より財務会計システムを用いて、その管理を行っている。同システムでは、物品等の発注段階から支出までを管理しており、当該研究課題の支出額、残額等の総額を随時に把握することが可能となっている。また、消耗品、旅費等の費目毎の執行状況についても、請求日、契約日、契約済額、件名、契約先名、支出日、支出額等の情報を随時に把握することができ、同システムを活用した予算の執行管理を行っている。</p> <p>また、産学官連携推進部門においては、競争的資金等の計画的な予算執行が行われるようマニュアル等に明示するとともに、職員説明会等を通じ、周知徹底を図っている。</p> <p>物品等の発注・納品確認行為及び契約職員の雇用手続、勤務時間管理等については、関連諸規程並びに当該事務手続を行う際のそれぞれの処理フローにおいて、二重のチェックを機能させる等不正の防止に配慮し、その運用を行っている。また、財務会計部門、能力開発部門等関連部署においては、内外における不適正な事案や新聞報道による不適正な事案等を踏まえ、所内イントラ等を通じ、職員に対する注意喚起を図る等により職員に対する牽制機能を働かせている。</p> <p>不正告発対応窓口の設置については、内部からの競争的資金等の不正使用等に係る情報は、産学官連携推進部門が受付部署として対応し、平成17年10月に制定した「内部通報に関する規程」に基づく内部通報は、法務企画室が受付部署として対応している。また、外部からの競争的資金等の通報等については、産学官連携推進部門が受付部署として対応するとともに、その取扱いについては、「内部通報に関する規程」に準じて取り扱うこととしている。</p> <p>また、平成19年10月に機関決定した「競争的資金等の適正執行の確保に向けた取り組みについて」において、所内での責任体系を新たに整備し、通報等に係る窓口の設置並びに不正使用の情報等に係る所内外への連絡体制の確立が明確化されている。</p> <p>なお、平成20年7月に内部統制メカニズムを強化し、法令遵守(コンプライアンス)を徹底していくため、コンプライアンス、リスク管理に係る既存部署を再編統合し、「コンプライアンス推進本部」を設</p>

	置した。
石油天然ガス・金属 鉱物資源機構	<p>機構の会計規程に則り、適切に研究費を管理しているとともに、今後、不正告発対応窓口の設置等を行う予定。</p> <p>また、競争的研究資金である「石油・天然ガス開発・利用促進型事業」を所管する技術センター（TRC）においては、公募要領に「競争的資金の適正な執行に関する指針」及び「研究活動の不正行為への対応に関する指針」を明記し、不正があった場合には、不正研究者の応募資格を制限する等、当該方針に基づき対応することを周知徹底している。また、不正があった場合、不正の概要についてホームページに公開することとしている。</p> <p>研究テーマ採択時の審査にあたっては、機関経理が確保できているか確認し、機関経理の確保が十分ではないものの改善される余地がある場合は、機関経理が十分に確保されることを条件に契約している。特に大学・研究機関等の研究者と契約する場合には、研究者と直接契約するのではなく、当該大学・研究機関等の経理担当部署を通じて研究費用の検査・額の確定を実施している。</p> <p>契約にあたっては、検査手順・額の確定方法を定めた当機構の運用マニュアルを受託者に配布し、本マニュアルに基づき厳正な検査・額の確定を行っている他、検査にあたり必要であれば現地調査を実施している。</p>
土木研究所	<p>業務等の発注額に応じて理事長等をトップとする契約関係の各種委員会を開催して事前審査を行うなど、会計に関する各種規程に基づき契約事務を実施するとともに、会計システムの活用により、研究費等の執行状況や契約状況を予算管理担当者等がリアルタイムで把握を行い、適切な研究費の執行管理を図っている。</p>
建築研究所	<p>従前より、研究費の支出にあたっては会計部署が一括して事務処理を行っており、既に研究者自らが経費支出等に係わることができない仕組みとなっている。</p> <p>また、経費の監査体制については、監事2名による内部監査及び、監査法人による外部監査を毎年実施している。</p> <p>平成19年度においては、平成19年2月15日付け18文科科第829号の文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、体制整備を進めている。</p>
交通安全環境研究所	<p>「交通安全環境研究所における研究費の不正防止計画」及び「交通安全環境研究所における競争的研究資金等の適正な取扱いに関する規程」を定め、研究費の適切な管理に向けた取り組みを行っている。</p>
海上技術安全研究所	<p>2006年8月の総合科学技術会議による「公的研究費の不正使用時に関する取組について（共通指針）」及び2007年2月の文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の趣旨を踏まえ、当所において、2007年5月に「不正防止計画」を策定。同計画では公的な研究資金に限らず民間由来の研究資金も含め対象としている。また、同計画の実効性をより高めるため、2007年8月に研究費の運営に係る内部監査業務の企画及び監査結果の取りまとめを行う「研究費運営監査員」を新たに設置するとともに、直ちに研究費内部監査実施計画を作成し、以下の要領で内部監査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○重点研究、先導研究及び基盤研究・・・研究テーマ件数全体の10%</li> <li>○受託研究・・・研究テーマ件数全体の100%</li> <li>○請負研究・・・研究テーマ件数全体の10%</li> <li>○科学研究費補助金・・・研究テーマ件数全体の50%</li> <li>○その他研究助成金・・・研究テーマ件数全体の10%</li> </ul> <p>これにより、合計85件の研究テーマについて内部監査を実施し、不正事項はゼロだったものの、規則等の遵守不徹底、不注意による誤り等に基づく指摘事項が40件あり、指摘の都度直ちに是正措置を講じさせ、研究完了時にはすべて適正に処理が行われていることを確認。</p>
港湾空港技術研究所	<p>独立行政法人港湾空港技術研究所公的研究費管理規程及びこれに基づく不正防止計画を策定するとともに、研究費の管理責任者と不正防止推進部署及び相談窓口を設置している</p>
電子航法研究所	<p>競争的資金を含む全ての研究費が研究所の会計機能を通り処理されているため、監事監査や会計検査の対象となっている。さらに、「内部統制」のモニタリング機能の一環として、監事と連携して「内部監査」を行えるようなスキームを目指しているところである。</p>
国立環境研究所	<p>研究費の適切な管理に向けた取り組み状況については、会計業務の適正な執行に資することを目的として、「独立行政法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」を平成19年9月に策定した。また本規程において、会計業務通報受付・相談窓口を設置し、不正に関する通報の受付・相談に応じることとしている。</p>